

平成 31 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成31年3月15日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月15日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	2番	板 倉 浩 幸	3番	飯 田 雅 広
	4番	石 原 裕 介	5番	水 野 智 見
	6番	戸 谷 裕 治	7番	伊 藤 俊 一
	8番	黒 川 勝 好	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	1番	松 本 正 美		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進 課長	北條 寿文		
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
		税務課長	鈴木 孝治	安心安全 安課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	介護支援 課長	戸谷 政司
		環境課長	石原 己樹	子ども 課長	舘林 久美
		保険医療 課長	不破 生美		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	福谷 光芳		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	総務課長	山田 靖
		消防署長	後藤 邦彦		
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
給食セン ター所長		寺本 章人	生涯学習 課長	松井 督人	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第15号 平成31年度蟹江町一般会計予算
- 日程第2 議案第16号 平成31年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第17号 平成31年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第18号 平成31年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 平成31年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第6 議案第20号 平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第21号 平成31年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第8 議案第22号 平成31年度蟹江町下水道事業会計予算

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成31年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付をされております。議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可をいたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いをいたします。

本日、松本正美君から、病気療養のため欠席の届けが出されております。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

3月12日の火曜日、代表質問終了後に行いました議会運営委員会について報告をさせていただきます。

お手元の資料及びタブレットをご覧いただきたいと思います。

1番目ですけど、意見書の審査結果についてであります。採択することになった意見書1件でございます。保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書、これが採択となっております。

2番目ですが、不採択することになった意見書です。

アとしまして、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書。

イ、放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化等を求める意見書。

ウ、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を国に求める意見書。

3件は不採択となっております。

3番目は、継続審議することになった意見書であります。

アといたしまして、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書。

イ、保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書。

以上2件、継続審議となっております。

2ですが、新元号元年第2回(6月)の定例会の日程についてであります。

元号はどのように変わってくるかわかりませんが、一応、6月定例会の日程につい

てです。

ちょっとお手元の資料をごらんください。

置いてきちゃった。ちょっと失礼します。ごめんなさい、デスクの上に置いてきてしまいました。申しわけありません、ちょっと置いてきてしまいましたので、今、教育長よりお借りしましたので、すみません。

定例会の会期の予定表ということで別紙になっておりますが、改選後となりますけれども、5月30日が議会運営委員会ということでございます。6月の4、5ですが、開会と全員協議会を予定しております。11日、常任委員会、そしてまた18、19が一般質問ということでございます。25日閉会、このような会期予定となっておりますので、お願いいたします。

3番目、追加議案についてですが、議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」ということでございます。これをですね、国の補助金の関係によりまして、年度内に須西小学校の南庭のところですが、屋外トイレにつきまして補助が年度内にもらえる予定になったことから、年度内に補正予算として計上し、繰越明許費で行うということで、後で議案提案のときに詳しい説明があると思っておりますけれども、そのような内容におきまして一般会計の補正予算を取り上げるということであります。これにつきましては、最終日の冒頭に上程いたしまして、精読の後、追加日程により審議、採決をまいります。

4番目、行政報告についてです。

1番ですけど、大型連休期間における蟹江町の対応についてと、2番目、日光川ウォーターパーク用地取得に係る所有権移転登記抹消登記手続等請求事件の判決についてということですが、以上2件につきましては、最終日冒頭に理事者より行政報告として取り上げてまいりますということでございます。

5番目、臨時会の開催についてですけれども、改選後ですが、議員選挙の初議会ということになります。日時としまして、新元号の元年5月15日ですけど、水曜日午前9時より開会いたしまして、役員等の選出を行ってまいります。

6番、その他ですが、1、議員互助会の役員会及び議員互助会総会の開催についてです。最終日の閉会後におきまして役員会を最初に会議室1で行い、総会を引き続いて協議会室で行ってまいります。

2番目ですが、6月議会議案の説明会の開催についてです。

5月22日ですね、水曜日の午前9時より3階、協議会室で行う予定となっております。

以上が議会運営委員会のご報告でございます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

これより、予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いをいたします。質問されるときは、まずページ数と科目を言ってからお願いをいたします。また、質疑及び答弁は、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第15号「平成31年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○2番 板倉浩幸君

おはようございます。2番 板倉浩幸です。

総括について1点、お伺いをいたします。

歳入、歳出にも関係していますが、ちょっと総括で全体的に伺います。

前回の代表質問でもお聞きをした幼児教育の無償化について、ちょっとお聞きをいたします。

予算額については、後の歳入で触れたいと思いますので、まず、今回、幼児教育・保育の無償化なんですけど、現時点で蟹江町においてどこまで決まっているのか、わかりましたらお願いをいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

では、私のほうから答弁させていただきます。

総括のところのご質問というところでございます。ご質問の臨時交付金につきましては、町長の代表質問の答弁にございましたように、幼児教育・保育のですね、無償化に伴う必要な財源というところで試算をして計上したものでございます。

具体的にこの内容にいたしましては、各市町村のほうでそれぞれのいろんなご事情がございますので、それぞれの市町村においてどれだけ分、この無償化に伴う費用が必要だというところを試算しながら予算反映をしておるというところでございます。

具体的に申し上げますと、この中にはその臨時交付金の中には保育所の負担金の関係、それから幼児教育の関係の幼稚園の奨励費の関係が2つ含まれておる予算計上になっているというところでございます。

以上でございます。

○民生部長 寺西 孝君

幼児教育の無償化について、総括のご質問をいただきましたので、私のほうからも答弁を

させていただきたく思います。

幼児教育の無償化につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳から5歳児の利用料を無償化にするものでございます。ただし、保護者から実費で徴収している分、例えばバスの送迎代であるとか、食材料費でございますとか、園の行事代等々は無償化の対象外とされたところでございます。

ここで問題となってまいりますのが、私ども保育所を所管しておりますが、保育所の給食費、食材費が実費負担となる点でございます。今現在はご飯代は頂戴しているんですけども、おかず代は実費として保育料に入っている状況になっておりますので、一番問題となるのが無償化になってですね、給食費をいただく形になったときに、給食費のほうが今までの利用料を上回るようなことがあって無償化を実感していただけない方が出てくる、そういうことが考えられますので、現時点ではちょっと申し上げにくいところではございますけれども、小学校の給食代、幼稚園の今の給食代、大体4,000円から6,000円ぐらいで推移しておりますので、そこと現在の保育料を比較をさせていただいて、全ての方に無償化を実感していただくような形で算定をさせていただきたいなというふうに、今の時点では思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

保育の無償化、国がことしの10月から実施予定なんですけど、最初に今、次長のほうから、予算配分の説明をいただきました。また、その予算についてちょっと後で歳入のほうで聞きます。

実際にそうなってくると、保育所と幼稚園も同じような考えで考えていけばいいということを確認と、今、給食の食材費の話が出ました。確かに僕も考えて、えっ、こうなると、保育の無償化といいながら、やっぱり保育所の軽減等がありまして、それを食材費が上回ってしまう場合があるとも僕も考えました。そうなってくると、実際にどうなのかなということ、今、その辺を検討しているところだということなんですけど、あと、もう一点確認したいのが、今回、この無償化が始まって保育のニーズ、やはりふえると思うんですよ。その場合に例えて言うと、今、実質待機児童いないと思うんですけども、その辺の関係の絡みはどう、町長でもいいですし、ちょっとその辺、考えがありましたらお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

今回の幼児教育の無償化については、3歳から5歳児ということでございますので、現在、蟹江町の受け皿としては、3歳から5歳についてはお受けすることが可能でございますので、その点についてはですね、大丈夫かなというふうに認識はしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最後なんですけど、今、3歳から5歳は受け皿、代表質問でも確認して、要はやっぱりゼロ、2歳児だと思うんですよ、ゼロ、2歳児も今回無償化、所得制限等があるみたいですけど、その辺でニーズ的にやはり今後、もっとゼロ、2歳児足りなくなるというのがもう十分考えられますので、この点を最終的にどう決断していくのか、町長の考えを聞いて終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

代表質問で高阪議員のときもお話をさせていただきましたが、今、答弁させていただいたとおりで3歳5歳は多分足りるというのか、ただ、認定こども園を申請されるところがひょっとしたらあるやに聞いてございます。

今の質問の中で、仮定のことです。仮定というのはもしそうなったらという話なんで、実は先ほど言いましたように、10月からの本格実施ということですので、紆余曲折これからあると思います。給食費のことも含めて総合的にちょっと考えていきたいなと思いますし、暗に保育所を例えばプラスするだとかそういう考えではなくて、まず、そういうニーズをしっかりと把握した上で蟹江町の幼児教育、それからほかの教育も含めてでありますけども、考えていきたいというふうに今現在では考えてございますので、よろしくお願い致します。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

予算書の全体についてお伺いするんですが、昨年度の予算書と比較してみますとですね、少し書き方というか、表現の仕方が全体として変わっているかと思えますね。ページ数についても、かなりこれふえておりました字も細かくなっているわけですが、このようにですね、ちょっと予算書の作成全体について変化していることについて、どのような理由によるものなのかお伺いをしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

予算書の調製でございます。こちらのほうにつきましては、平成30年度——現年度ですね、のところの財務会計システムというシステム、町の支払い等の根幹のシステムでございますけれども、その財務会計システムが今回、更新の年に30年度当たるというところで、元号改正にも対応しながらですね、しっかり対応していくというところで財務会計システムを昨年の秋から変更をいたしました。

それに伴うところの予算編成作業が秋口から始まったわけでございますけれども、それに伴いまして予算書の調製、多少の変化はございますけれども、従来の予算書と比べまして、多少そういう枠の表記が多少広がったところも含めまして、ページ数についても多くなっているというところでございますので、個々の内容につきましては、法令でしっかり決まっておりますので、それに伴って今回変更させていただいたというところでございます。ご報告と

どうか、事前にご説明すべきところだったかも知れませんが、大変申しわけございません。今回、こういう形で財務会計のシステム変更に伴うところの予算書の内容の変化と、原則は変わってございませんので、以上でございます。

○9番 中村英子君

内容的には変化がないと思うんですけど、今回の予算書はですね、非常に文字も小さくなりましてですね、そうしてページ数にいたしましたも、1冊につき70ページぐらいふえているかと思うんですけど、私は、システム改修によるものだという今、お話あったんですけど、システム改修ということにかけるんだったら、考え方としてはよりコンパクトにですね、より経費の削減になるだとか、そういうプラス的な考え方でシステムの改修が行われるということは理解できるんですが、このようにですね、システムの改修によってより字も小さくなり、行数もふえ、しかもですね、1冊につき70ページものプラスになるというようなシステム改修をどうして行わなきゃいけないんでしょうか。

内容的には別に変わらないし、従来の表示の仕方でも何ら問題ないかと思うんですけど、より経費のかかるようなことにシステム改修をする必要性というのがどこにあるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

予算書につきましては、冒頭に申し上げたように、財務会計システムというシステムを使いながらそのメニューの一環として予算書の調製作業というのが出てまいりますけども、同じ前の契約先と同じ会社の委託先は変わりございません。ただ、その会社の社内でもっていろいろ今、元号改正も含めていろいろその後、いろんな改変をしながら、今の現状に至るところは確認をしております。

当局、私どもとしましては、前の予算書どおりにですね、原則私ども理事者側もそうなんですけども、非常に見づらくなっちゃいかんもんですから、前と同じような形で予算書ができるようにということを何度も打ち合わせをして、私もその打ち合わせに数回出ましたけども、何回も打ち合わせしてですね、何とか今までどおりのところの予算書の表記方法でということはいいたしました。

しかしながら、やはり会社側のいろんなシステムのパッケージ的な部分もございますし、蟹江町として今までどおりにする、もし強行にするのであれば、かなり予算もそこで、単独で蟹江町のベース、蟹江町のオリジナルの予算書を今までどおりのパターンでつくるとなると非常にコストも、逆に中村議員のご指摘のところでもコストも非常にかかります。

財務会計のシステム更新につきましては、30年度の今の現予算で大体約550万円ぐらい、全体の中の費用でかかっております。その財務会計の予算書以外のシステムの使用料等の関係費用が莫大な予算書の調製にとってかわるということも、財政当局として非常にそれがために何千万、何百万かわかりませんが、費用がかかるということも、非常に問題がある

という判断をいたしまして、今回、業者と町との間の折衝において、前年の前のベースの予算書に近い状態で今回、数回の打ち合わせを経てこの形になっておりました。

決して今までの予算書じゃないから、そのまますんなりいったわけじゃございません。ここに至るまでは、非常に担当者も含めて何回も打ち合わせした結果でございますので、そこら辺の事情がございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○9番 中村英子君

そうしますとあれですか、従来から委託している会社がありますけれども、その会社が昨年度までの予算書のつくり方のシステムというのがあったと思うんですよね。そのシステムがどういう不具合とか、どういう不便というか、どういう問題があったのかということはよくわからないんですけど、それを会社側が改修して違うシステムに改修したと、会社がですよ、お願いしておる会社が、その会社のシステムに合わせる形で31年度もやってもらえば、比較的予算は少なくても済むけれども、もし昨年と同じことをお願いしたら、これはその会社の新しいシステムと違う別個のシステムになるので、余計お金がかかりますよと、そういう説明ですよ。

何かちょっと何のために、会社といっても、そういう各自治体のを全部集約、全部じゃないけど、幾つもの自治体のものをお預かりして、うちだけじゃないですよ、今の話なものですから、そういうシステムというのをつくってやっていると思うんですよね。思うんですけど、そこで何ら問題がなかったら、その改修する費用だけでもうちはプラスになっているわけだから、その理由というのは本当理解がちょっとできないんですけど、会社側の都合なだけで、何がそれが前回のときに問題なければですよ、会社も改修する必要はないと思うんですけど、今の話ですと、必要がないのに会社が改修して、改修費というのは各自治体がみんな負担するわけだからして、そして、なおかつあれじゃないですか、より細かく見にくくなり、ページ数はふえて、紙の数はふえてくるというような経費が削減されるどころか、経費がプラスになってくるんですけど、それはでも取り扱いとしては、全体としてはこういうふうにしたほうが安くなっちゃうとか、そういう話なんですけど、ちょっとよく理解できないんですよ、その辺が。

会社というのは、じゃ、そういうふうに分たちの都合で改修して、それにみんな合わせてくださいよというやり方になってやっているんですかね、そういうことであるなら。こちらは改修する必要がなければ、会社だって全部前回の30年度のままで打ち込んでくれば、それでいいことだと思うんですけど、何でその改修する必要があるのかということについては、ご説明を受けていると思うんですけど、それについてもう一回お願いしたい。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

システム改修につきましてはですね、ほかのシステムも同じなんですけども、おおむね5年のところのベースがございますけど、財務会計のシステムにつきましては、非常にそれよ

り長く今まで実際使っておったという経緯がございます。

議員ご指摘のように、どうしてこんな予算書になったのというところのお話なんですけども、ここに至るまで最初に蟹江町に対してご提示をいただいた予算書というのは、こんな見やすいというか、予算書じゃない予算書のご提示がありまして、それでもう私どもとしては、前年度の予算書の表記に近い状態で、いわゆるカスタマイズというんですけども、蟹江町のところで許す限りの調整をいたしまして、何回も打ち合わせをしましてこの状態になったということで、これが最初からすんなり出てきた予算書ではございません。予算書のベースというのは、かなりシンプルなベースでシステム上はつくっておるということを聞いておりますんで、蟹江町の前予算書に近いような状態で何とか行の行間も含めてですね、文字の大きさも含めて何とかできないかというところの打ち合わせをさせていただいて、この予算書ができ上がっております。

ですので、業者の全く言いなりに町がなっていると、そういうことじゃございません。私どもとしては、なるべく前の予算書に近い状態で何とかできんかというところを申し上げまして、この予算書ができたというところがございますので、それであるとは、会社側のそういう数年ごとのシステム改変に伴って会社、そこの開発会社としてもいろんなシステムを改変、その時代に合った、即したシステムに改変しているという企業努力はございますので、そういう中で、予算書のところもいろいろ各それぞれの自治体ごとでベースは同じなんですけど、多少そういうページの改ページとか様式については、細かいところが多々ございます。

ですので、蟹江町版としてできる限りのカスタマイズをしながら対費用効果を考慮いたしまして、できる限りの町として折衝努力をいたしまして、この予算書になったというところでございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから25ページまでの質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

先ほども総括でお聞きしたことでですけど、ページ数でいうと、11ページのまず1点、この真ん中ぐらいにある森林環境譲与税について、新しくできた予算額だと思うんですけど、これについてと、最後のほうにある臨時交付金ということで、子ども・子育て支援交付金ということで、1億2,300万円ぐらい計上されています。これについてが、子育て支援の先ほどの保育の無償化の国の財源だと思うんですけど、この内訳をもう少し詳しくお願いをいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

まず、森林環境譲与税でございます。こちらのほうは今回、新たに31年度から予算の計上をいたしました項目でございます。これにつきましてははですね、いろいろ全国的にそうすけども、森林の維持管理等々にかかなり費用がかかるというところで、国のほうから何度かその維持管理費も含めたところの税の配分はできんかというところで、こういった税目ができたというところでございます。

蟹江町においてもですね、実際のところは平成32年度以降に段階的に譲与税として、国のほうからいただく税になるんですけども、とりあえず31年度につきましては、暫定的に今回、130万円という予算計上をしておりますけども、32年度施行になるんですけども、31年度にちょっと段階的に各自治体に、いわゆる頭出しじゃないんですけども、費用配分としていただいたというような内容のものでございます。

それから、もう一つ、臨時交付金でございます。予算計上額が1億2,384万7,000円でございます。

こちらにつきましてははですね、今、総括のところでは少しご説明をいたしましたけども、内訳といたしまして、保育所運営費保護者負担金のこの減収見込み分といたしまして4,536万円、それともう一つ、幼稚園の関係ですね、幼稚園の就園奨励費の補助金といたしまして、減収見込み分ということで7,848万7,000円を内訳として計上し、この予算額に至ったものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。森林環境譲与税、これについて平成32年以降、目的が森林のために使うということなんですけど、ここで蟹江で何をやっていくのってちょっと思うんですけど、それについての考えと、もう一点、もう一つの臨時交付金の保育の無償化の臨時交付金なんですけど、代表質問でも聞いて、交付税の算定で基準財政需要額に全額算入するというところで、町長、色がついていないから、これが実際に本当にこのお金かわかんないって答弁もらったんですけど、でも、金額的に確かにこれが目的別に全部のをひっくるめて交付算定来ますので、土木課にしろ何にしろ、全部のトータルで来て、大体でもそのうちの金額的なことがはっきりわかるんじゃないかなとも思うし、そうなってくると、あと国が交付金算定で交付金でお金を出すから、あと運営をそれぞれの自治体、ここでいうと蟹江町でやりなさいということになってくるということなんだけど、じゃ、そこまで国がお金を出すなら、国自体がもう全てやってもいいんじゃないのと、そこまでちょっと考えることもあるんだけど、この点について、少し考えがありましたらお願いいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

まず、森林環境譲与税でございますけども、こちらのほうはですね、使う目的がもう限定

されております。例えば蟹江町といたしましては、仮に設楽町さんの間伐材を利用してですね、何かそういう公共施設、公園のベンチとか、そういうところに森林のそういう材料を使って町の政策的なもので何か施設なり、備品なりに充当するというような意味合いのところの譲与税でございますので、今後はそういうところの担当課の考えも含めてですね、そこらの辺のところを財政当局と調整しながら進めてまいりたいというように考えております。

それから、交付税のお話がありましたように、基準財政需要額に32年度以降については、幼児教育の無償化につきましての費用を全額算入するということは、国のほうが示しております。しかしながら、町長の代表質問の答弁にございましたように、その色分けとして、じゃ、そのお金が交付税の中のどこになってくるかというのが実際、色がついていませんので、そこら辺がはっきりわからないというのが実情でございます。

しかしながら、国のほうは地方財政計画の歳出に全額計上してしっかり措置するということを言っておりますので、それに伴って町に入る、地方交付税のほうも何がしかのその部分については、費用として算入していただけるものと思っております。この段階で、そこら辺がじゃ具体的に幾らの額でどうだということは申し上げることはできませんけども、やはり国の基準に沿って、私どもはしっかりと対応していくしかないというように、財政当局としては考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

森林環境譲与税、他市町村のものを使ってやるということも可能ということなんで、あと、そこで今、確定申告、きょうまでで終わるんだけど、復興のための確か別に所得税のほかに取りられるんですけど、これはたしか森林、このやつも32年か、33年かはちょっと忘れちゃったんですけども、これも一律1,000円だったかな、たしかそんなようなことが決まっているということを聞いているんだけど、それと同じような関係なのか、全く別物なのか、ちょっとその辺わかりましたら、お願いしたい。

あと、交付金については、そのちゃんと適切にもらえているのかどうかもちゃんと確認しながらやってもらいたいのと、あと交付金がもらえない自治体ってどうなるんです、これ。蟹江町交付金あるんだけど、この交付金自体がもらえないのは、別予算でちゃんとくれるのか、ちょっとその辺わかりますか。

○税務課長 鈴木孝治君

まずですね、今ご質問のございました森林環境税のことですけども、まずこちらのほうがいただくことになるのが平成36年度から1,000円ですね、住民税の均等割がふえることになります。

今、議員がおっしゃいました東日本の関係のほうでもですね、今現在、均等割が1,000円上乗せされております。これは県税が500円、町税が500円ということで上乗せされておま

すが、それが平成35年度までの適用になっております。それがなくなった後に、森林環境税ということで平成36年度から同じ額をいただくということになっております。

それですね、今、譲与税のほうにつきましては前倒しですね、入金のほうというか、譲与のほうは先に5年、前倒しでされるというふうな制度になっておりまして、その分については借入れにより対応するということになっております。

まず、森林環境譲与税につきましては以上でございます。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

幼児教育の関係の交付税、32年度以降の対応ということの交付団体のご質問ですけれども、私ども交付団体でございますので、今のご答弁の内容でございますけど、不交付団体については、ちょっとそういう団体ではございませんので、私どもちょっとあずかり知らんところで申しわけございません。

以上です。

(「どうなるのかな」の声あり)

○議長 奥田信宏君

それでは、ここで給食センター所長、生涯学習課長の退席と安心安全課長、会計管理者の入場許可をいたします。

入れかえのために休憩をいたします。

(午前9時39分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時40分)

○議長 奥田信宏君

歳出は、款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、26ページから29ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、30ページから83ページまでの質疑を受けます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川でございます。

くだらん質問だといえば、くだらん質問になるんですけども、51ページの下のほうにございます広報等配布委託業務1,200万円についてちょっとお伺いをするんですけど、これは昨年10月から始められた広報紙とかいろんな町の配布物を民間の業者に配っていただくということで始められたと思います。それで、新年度から1年分の予算ということで1,200万円ぐらい組まれたと思いますけれども、最初のころはよかったんですけども、最近、広報とか町の

配布物にまじってですね、別の民間業者が一緒に入ってきておるわけですよ。わからない人というか、僕の勝手な印象ですけども、町のものと一緒に入ってくると、何か結構信用度が高いといえますかね、そんな感じを受けるわけですね。それで、きのうもたまたまうち入ったのは、選挙の関係と、もう一枚何だったかな、2つ入っていたと。そのほかに何でもやりますとか、水道のあれとか、そういう一緒に来ておるわけですね。

それで、これ一つちょっと質問をさせてもらうんですけども、これは町の配布物は、これは世帯数掛ける幾らでこれ出されるのか、年間契約として出されるのか、1つ、これだけちょっと確認をさせてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

51ページの広報等配布委託業務についてのご質問に答弁をいたします。

議員ご質問のですね、積算の根拠につきましては、おっしゃるような世帯数でございます。世帯数、基本単価がございまして、全戸配布の基本単価に対して世帯数を掛け算しながら、今月2回ございますけども、月の2回分で年間の費用としての積算というところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうすると、世帯数が大幅に変わると、また安くなる可能性もあるわけですよ。普通、ああいう折り込みチラシなんか入れる場合ですね、1枚幾らで、町は別ですよ、普通の一般的なあれですと、1枚幾らで新聞なんかに入れていただくというのが一般的ですよ。町以外の業者はどうやってやってみえるか知らんですけども、感じ方ね、町民の感じ方として蟹江町の配ってる物と一緒にほかの民間の業者のいろんな宣伝が入ってきておると、どういうものかなと思ってね、これはしょうがないわさ、頼む人があれでしょうがないわさ言えば、しょうがない話ですけども、信用度としてね、町がお願いするわけないもんですから、あれですけども、一緒に入ってきておると、本当に僕はうんとも、多分向こうというか、町以外の配布物を入れてくる業者もやっぱりそれを狙ってやってみておるとは思うんですけども、これをどうにかせいというわけにもいかんもんですから、これまでの話にしておきますけども、答弁してもらおうか、じゃ、どう思ってみえますか、最終的に。僕もわからんです。だから、この形としてこういう形が続いていくのか、何か手だてがあるなら教えてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

以前にご答弁させていただいたと思いますけど、非常に企業努力としてですね、この1,200万円の予算で今回計上をしておりますけども、本来、他社と比べても、格段にこれ安いというところでございます。

それで、非常に今おっしゃったように、ほかの町以外のところの民間の会社からの受託とかですね、個人からの受託も含めて費用対効果も考えて値段的には下がっているというのも

実情としてはございます。企業努力として、そういうこともやられておられる。

配布方法につきましては、議員ご指摘のように打ち合わせ、去年の秋口から本格運用する前の約1年間ぐらいずっと打ち合わせのほうをきっちりやっておったんですけども、その段階で配布方法については、しっかりと町からのお話は業者のほうにしております。というのは、やはり議員、今ご指摘のように非常に疑義が出やすいケースも推定されますので、その段階では輪ゴムで町の方だけとめるとか、何かそういう明らかに町と違うような形で合わせてお配りする方向でお願いできんかということは、町のほうから希望のほうは申し上げています。

ただ、今実際のところ年間通じてみますと、かなり配布物の種類が多い、裏返せば量が非常に多い月もございます。ですので、輪ゴム対応でできない部分があるかもわかりませんが、しかしながら、そういうふうに疑義を招きやすい部分がありますので、町としては、しっかりそこら辺はお願いできんかということは、打ち合わせの段階でしておりますので、今後もそういう話、引き続き業者に対して町から要望いたしまして、疑義のないような運用をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

また、嫌らしい言い方になるんですけども、やっぱり企業はぐっとあれですよ、抑えたわけですよ、町のやつを。そのかわりよそからもらってくるわけですよ、配る人は1つだもんね。要はそこだと思います。あとは言いません。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

予算書45ページのホームページ作成委託料と57ページの転入促進ガイドブック作成委託料についてお聞きします。

まず、45ページのホームページ作成委託料なんですけども、これなんですけど、平成29年9月の一般質問で私のほうが町のホームページのモバイル端末対応について質問しました。それを受けてかどうかわからないですけども、一応平成30年の予算のほうでホームページ作成委託料で473万7,000円の予算がついて、一応30年度中にはモバイル端末対応をするというような説明をいただいたんですけども、今30年度末ですけども、対応していなくて、この31年予算のほうにまた725万2,000円計上されているわけですので、ちょっとこのあたりの流れというか、どういう流れになったのか教えていただきたいのと、57ページの転入促進ガイドブック作成委託料ですけども、作成してあと冊子をつくって配るといって配布するというような形だと思んですけど、これに関してウェブのほうの展開は考えているか教えてください。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、ホームページについてでございますが、今ご指摘いただきましたとおり、今年度におきまして、実はいわゆるレスポンスですね、こちらのほうの対応を予定しておりました。ご存じのとおり今、ホームページはですね、1社決まっているところとのやりとりということで、当初予定していた中での改修に加えて若干のデザイン変更もできればということで、レスポンスの対応を考えておったんですが、思いのほかコストが下がらないということと、あとはですね、できることが割と限られてくるということが出てまいりましたので、貴重な財源でございますので、一度これ改修に手を出すとですね、向こう5年は使っていこうという流れになります。

それでホームページ全体を見直しまして、非常に今、トップページ含めてもそうですが、かなりいろんなコンテンツがふえてきて、ややこしい状況にもなっておりますので、無理した予算執行は行わずに、今年度についてそのまま流させていただいて、改めた全面的な改修を来年度にさせていただくということでの予算計上でございます。

もう一つ、転入促進ガイドブック、こちらにつきましては、まずは冊子でということを考えておりますが、中身の調整ができればですね、PDF化も十分可能ですので、より広い方々に見ていただくことは十分に効果があると思っておりますので、ウェブ対応というものを視野に入れて取り組んでまいりたいと思います。

○3番 飯田雅広君

ホームページ作成委託料に関してはわかりました。

転入促進ガイドブックに関してなんですけれども、基本的に印刷物とウェブ制作に関してのスタートというか、画像の処理は多分フォトショップを使うし、物を書くのは多分イラストレーターを使いますので、スタートのソフトは一緒のはずなんですね。あとは冊子物はレイアウトソフトを使って、ウェブはウェブのソフトを使うんですけども、最初のスタートは一緒ですので、ウェブつくるのもそんなに手間はかからないと思います。

今のスマートフォン、蟹江町のホームページ見ると、上のほうに多分リスティング広告されていると思うんですけども、祭人がでかくぼんと載ってくるので、やっぱり本当にインパクトもありますので、ああいう形で今、本当にちゃんとしたホームページ、ちゃんと言いか、物を売ろうというホームページに関しては、ランディングページでも1枚物でぐっと下まで読んで購入欲をそそるという形になっていきますので、こういった転入ブックも商業というか、ずっとメリットを書いていって最後に申し込みじゃないですけども、何かね、連絡先がきっちり載るような、そういうようなものを時代に合わせてつくっていただきたいなというふうには思いますので、今回は冊子だと思いますけど、できればそういうウェブのほうに早目に展開をしていただきたいなということを要望して終わります。

○9番 中村英子君

9番 中村ですが、ページの51ページの囑託員といいますが、町内会に関して少しお願い、

お聞きがあるんですけども、各町内会単位です、毎年町内会からその町内会で必要とするものについて要望が出されるというか、要望を受けつけているということが年1回はあるかと思うんですけど、要望について大体どのように消化しているのかということもよくわからないんですが、各町内会から出ている、こうしてほしい、ああしてほしいというような要望についてです、全くそれを私たち議員は見る機会もなくどういう要望が出ているのか、そしてそれが果たして要望に町のほうで応えているのかどうか、何年も応えられないものもあるのか、優先順位はどうなっているのか、それについてちょっとよくわからないわけですので、各町内会から出ている要望の一覧というようなものについて、資料としてです、いただくことはできないだろうかということは今、申し上げたいんです。

毎年、私たち議員のもとには土木事業に関する報告、それはもらっておりますので、これも年々少なくなっております。非常に少なくはなってますけど、それはいただいておりますので、何々町内のどこをやるとか、何々やるという土木関係についてはいただけてますけど、その他のことについて、なかなか把握が難しいんですね。それで、そういうものに対して一覧表などでです、示してもらえないのかどうかということをお伺いしたいと思っております。

○副町長 河瀬広幸君

今、中村議員からご質問いただきました。土木関係については、既にかなり前から町内会からいただいた土木の要望について選択したものと、今度やりますことはお通知してあげるのをご存じのとおりだと思います。ただ、ほかの嘱託員さんとの間には非常に多岐にわたる要望もありまして、なかなかそれを一つにまとめるのはかなり難しいのかなと、それぞれ私ども春と2月の時期に嘱託員会議を開きまして、その都度、私ども必要とする情報を流し、またその間にも情報収集しておるわけですが、先ほど言いましたように、いろんなさまざまな要望がありますのでね、それを一つにまとめてお渡しするのはなかなか難しいことがあるのかなと思っています。

例えば分野別に、この辺の分野はどうかと言われたときにはお答えできると思うんですけど、全体それぞれの地域によって実情が違いますので、それを一覧にまとめるというのはちょっと今の中で難しいかなと。ただ、そうはいうものの、今、私どもも各議員の皆様方も町内会とのつながりを持っておみえになると思いますので、その辺で何か例えば要望が出された場合については、そういう要望が多分議員のほうにも上がっていかれるのかなと。そういうのを私どもへフィードバックしてくれば、我々もきちんと対応したいと思っておりますが、今の段階でそれを全部まとめるとなると、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

○9番 中村英子君

土木関係いただいているということは事実ですけど、ですけど、この要望がです、何年間も行われた結果なのか、緊急性があるのか、要するにどれぐらいの消化ということはよく

わからないんですね、捉え方として。例えば町内たくさんあるんですけど、土木関係でも下水とか側溝ですよ。そういう関係だとかいろんなことで、各町内から要望が出てくると思うんですよ、どこどこしてほしいと言って。そういうことについて、全部が全部すぐやれているわけじゃないと思うんですね。何年間待ってもらっているところもあるかと思うし、手がつけられないところもあるかと思うんですけど、そういう状況がどうなっているかというようなことが把握できないんですよ、土木のもらうんですけど、もらったって、要望もらいましたが、それがですね、優先順位もわからないし、それから、要望してから何年後に実現しておるのか、何かよくその辺もわからないんですよ。

ですから、少なくとも全町内にかかわる土木なら土木でもいいですけど、カーブミラーとか、そういういろんなことはまた別ですけど、そういうことについて町内会から出ているご要望については難しいという今、話あったんですけど、少なくともじゃ、側溝関係なら側溝関係だけでもいいんですけど、示していただければ、全体がどうなっているのか、どれぐらい要望に応えられているのかということがわかるもんですから、ちょっとそれを示していただけたらなというふうに思うんですよ。

といいますのは、もう私、ほかの議員さんもそうかもしれませんが、もう本当に町は何年もほったらかしでやってくれんというようなことがときどき耳に入ります。ですから、そのことの状況について、私たちわかってないので、それがじゃどういうふうな状況でどういうふうに町と話しして、どういうふうに実行されるのかというプロセスもちょっと理解できてないもんですから、できれば町内のU字溝や側溝なんかについて、どういう要望があって、そしてどれぐらいの消化ができていよということ。必要性がどれぐらいあって、やらなきゃいけないことたくさんあると思うんですよ、ものすごいあると思う、あると思うんですけど、全部が全部やれるわけじゃないので、どれだけの分がやれているのかというようなことについてね、ちょっと把握しなきゃいけないなというふうに思いますので、じゃ、U字溝とか側溝関係だけについてでも、ちょっと基盤ですので、町の基本ですので、各町内会からの要望について、それだけの項目でいいですので、一覧で出してもらえればありがたいというふうに思いますので、検討をしてください。お願いします。

○議長 奥田信宏君

要望でいいですね、中村さん。誰か答えられますか。

○9番 中村英子君

答えいいですよ、要望しておきます、検討を。

○議長 奥田信宏君

要望だそうであります。

他に総務はありませんか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、84ページから117ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

民生費ですよ、93ページの配食サービスにちょっとついてお伺いしたいと思います。

前年の予算と比べて、配食サービスの業務委託事業の委託料がふえているんですけど、この内訳についてお願いしたいのと、あと99ページの子ども医療費の事業費について、少しちよっとお伺いをいたします。

今、蟹江町で16歳まで——中学校卒業までの医療費の無料の事業なんですけど、隣の名古屋市でも、来年2020年1月から入院に限り18歳までということは今議会で、今、上程されているんですけど、これについて、当初から私も言っている蟹江町でも18歳までの入退院の無料化の考えを前向きに検討していただきたいと思って、今回、ちょっと質問するんですけど、その点についての考えをお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

まず、配食サービスについてご質問いただきましたので、そちらのほうをちょっと答弁させていただきますと思います。

配食サービスにつきましては、現在、週5回というところで大変利用の希望がふえております。現状、月によって日数の関係がございますので、若干増減はあるかと思っておりますけれども、昨年度の10月が結構多くてですね、月に延べで1,677食というところで希望がありました。こちらのほう、今現状、2業者で対応しておるんですけども、1業者は蟹江町の町内のところで、そちらの業者が今、弁当代を430円で提供していただいて、本人負担が200円、町の負担が230円というところでやっておったんですけども、さすがにこの430円という値段ではちょっと対応するのが厳しいと、要はお弁当を個々にお配りするところでは人件費がちょっととてもじゃないけど、追いつかないというところでお話ございまして、弁当代をちょっと500円に値上げしたいというところでご相談がありました。

今回、そちらのほうの要望ちょっと対応するというところで、町の補助金をまず230円から40円上げて270円、本人さんたちの負担を200円から230円というところで、町の補助金をまず40円上げさせていただいたのと、上げたことによる増と、あとは利用人数の増加に伴って約190万ぐらいの増となるというところがございます。

以上でございます。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、子ども医療のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

現在蟹江町では、先ほど議員がおっしゃられましたように、義務教育が終了する中学校卒業までのお子様について、医療費のほうを無料にさせていただいております。その一方でですね、愛知県のほうの補助というのがあるんですけども、こちらの愛知県の補助につきまし

ては、通院がですね、就学前まで、それから入院が中学校卒業までとなっておりまして、その費用の2分の1が、ですから県費で賄われておるとい形になります。そのため、小学校の通院、小学生以降の通院、それから県費以外の部分につきましては、町単独で今も補助をしておるとい形になっておるところです。

先ほど議員からのご要望がございましたけれども、そちらを18歳の年度末まで拡大するお考えはないかというところでご質問があったわけですがけれども、今のところ、県の状況も拡大する予定もないというところで、町のほうといたしましても、拡大をする予定のほうは今のところはございません。ただし、今後県の動向などを注視させていただいて、県内の状況も確認しながら検討を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、今のところ現状では拡大の考えはございません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと配食サービスについてですけども、今、答弁の中でも1食500円の当たり町も負担するし、自己負担もお願いしたいということでよろしいと思うんですけど、月によって多いときもあったり、少ないときもあるということで、昨年10月の1,677食で結構もう週1回、週2回のころと比べると、格段にふえていると思います。それで対応で2業者でやっているのがなかなかきついのかなということもあるんですけど、この業者というのは、まだほかにやりたい業者があるのか、ないのか、どう、その辺についてちょっと確認したいのと、そうやって業者がふえれば、その部分、1社当たりの安否確認も兼ねていますので、配る件数も減ってくると思います。

その辺の考えと、あと子ども医療費については、確かに言われるように、県の助成が通院で小学校入学前で、入院が中学校卒業までということだったかな、それに確かに町が上乗せをしてやって、入院、通院ともに中学校卒業までとなっているんですけど、あとそこから18歳にしても、そんなに莫大に医療費がふえると思えないんですよ。だから、そこまで子供を安心して育てる経済的に厳しいご家庭もあるということで、もう少し補助をふやしながら努力してほしいなという、これについては要望になってしまいますけど、お願いいたします。

あと配食サービスについてはお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問いただきました業者をふやせないかというところのご質問なんですけど、現在、いろんなお弁当屋さんとかにですね、お話はさせていただいておるようなところがございますけれども、なかなか現状として委託を受けていただくところがない状況でございます。できれば、もう1社、2社ふえれば負担が減るのかなというところがございますので、引き続き受けていただける業者を探したいなというふうには思っておりますけれども、現状として、今現在では2業者のままというところで、引き続き事業をしていくような形で考えてお

ります。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

ここで、勝手でございますが、早朝よりちょっと体調が悪いので、ここで副議長さんと交代をしたいと思いますので、暫時休憩を10分とりまして副議長さんと交代をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

10分間休憩でございます。

(午前10時09分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

○副議長 安藤洋一君

議長が早退しましたので、地方自治法第106条第1項の規定により議長にかわって職務を行います。

突然のことでちょっと不安がありますが、一生懸命頑張りますので、ご協力をお願いいたします。

続いて、4款衛生費、118ページから139ページまでの質疑を受けます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

129ページの下のほうにございます斎苑管理費についてお伺いをいたします。

平成31年新年度に向けてですね、何か前向きな話ができるものでしたら、お願いをいたします。

○環境課長 石原己樹君

議員のご質問にございました斎苑に関することでございますけども、30年度に専門委員会のほうから、斎苑の一本化についての提言書が運営協議会のほうへ提出されました。それをもちまして2月に運営協議会のほうを開催しまして、その提言書のほうを答申として、町のほうへ提出するという了承を得ておりますので、今後、そのような方向で、町として環境課としては進めさせていただくような格好になります。

(「もうちょっと具体的にないですか、なきやないで……」の声あり)

○副町長 河瀬広幸君

今、黒川議員からは斎苑の問題でご質問をいただきました。

先ほど担当課長が答弁しましたように、町としては、平成29年、30年の2年にかけて、蟹江町の斎苑のあり方について議論させていただきました。もともと町のプロジェクトチーム

が作成した構想を運営協議会にかけたところ、運営委員会の中で専門部会を設けて議論してほしいという話はございました。その議論を受けて、29、30と専門部会で議論をした結果を先回、運営委員会のほうに上げさせていただきました。

内容につきましては、いろんな試案をさせていただきまして、例えば人口の減少の問題、それから費用負担の問題、さまざまな課題を捉えてあらゆる角度から議論させていただいた結果、方向性としては舟入の斎苑のほうへ一本化をすることが一番適当であるというふうなご答申をいただきましたので、その答申を受け、町といたしましても、その方向性を見きわめた上で、今後進めていきたいと。ただ、これはまだ私ども、今現在、運営協議会のほうで答申をいただきましたので、その結果を踏まえて次年度新年度について、それぞれの各関係機関のほうにいろいろご議論申し上げて最終的なその方向性を決めていきたいと、そんな状況にあるところでございます。よろしくお願いいたします。

○8番 黒川勝好君

今、副町長からお話を伺いましたけれども、やっとなんと方向性が見えてきたかなという気がいたします。どうか、私も再三やらさせていただいておりますけれども、この問題につきましては、本町火葬場大変老朽化しておりますし、あそこを使用される方皆さんのお気持ちを考えると、どうしても本当に今言われた舟入への一本化が私も一番いい、一番いいですか、ベターといいですか、そんな考えだと思います。

何とぞ、今言われたその方向性で進めていただければうれしいと思いますので、新年度に向けてどうぞよろしくお願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

125ページの精神保健事業についてちょっとお伺いいたします。

まず、この精神保健事業ですけれど、これは予防事業ということで私は思っております、精神のほうの。今現在、普通の病気ですと、即民間の保険とかいろんなものがききます。ですけれど、精神障害を発症されたときにはそういう保険はございません。そうしますと、発症されてすぐに障害者認定を受ける期間、やっぱり半年かかりますよね。その間は医療費が自己負担になってまいりますね。そして、幾らかかるかわかんないということで、これが本当に精神保健事業というのは、もうこれから重要課題になってくると思うんです。がんとか、そういうものに対してはいろいろ保険でカバーできるんですけれど、そして、先日も保険医療課長にちょっとご相談があって、いろんなことでご相談上がっているんですけれど、発症されたって人が生活困窮になっちゃったと、そういうことがあります。

もうその間は、高額医療のそこまで終わりますよというようなことは町で言っているんですけれど、ですけれど、その認定もらうまで半年間、その高額医療、例えば6、7万円とかが生活まで響いてくるということがふえております。これから、病気もそういう

精神の病気の方がどんどんふえてまいると思うんですよ。それでそれを、何を言いたいかいいますと、精神保健事業につきまして、もうちょっと中身のほうを少し聞きたいのは、今、どれぐらいの方がこういうご相談があって、どういう内容で指導されているのか、これはまだ健康な方だと思うんですよ。私はちょっとおかしいわという相談だと思うんです。

そういう方がこれからもっともっとな、相談窓口として認知されていくような状態にしてもらわないと困っちゃうということで、ちょっとそこら辺をまずどれぐらいの方が1年間に受けられたか、どういう内容でやられているかということをやっとお教え願えますか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

精神保健事業についてのご質問を頂戴いたしました。

この項目で予算立てしておりますもの、相談事業が主でありまして、こころの相談というものを隔月、1年間に6回開いております。相談者の数はさほど多くはないんですけども、29年度が1年間通して8件8名様、そして30年度——今年度はまだちょっと年度まだ終わっていないんですけども、ここまで3人の方からご相談を受けております。

ご相談の内容といたしましてはですね、やはり議員おっしゃいましたように、心の中に大きな不安をお持ちの方ですね、やっぱり、そういったことを相談員へお話しいただくことによっても、相談者自身がお自分の問題に気づいて問題の解決や課題の整理の機会となり、いろんな本当にちょっと心が病んでみえるということであれば、受診への導きとかご自分で解決していただく能力の向上へとつなげようというものであります。

相談者の方の主なケースですと、ご家族がですね、ご自分でみずから命を絶ってしまわれた方のご遺族の方とか、あと小さいお子様、乳幼児を持つ方の保護者様からの子育て関係の相談ということが主であります。臨床心理士とか精神保健福祉士、こういったこれはあま市の好生館病院に所属してみえる本当の専門家の方が相談員となって助言を行わさせていただいております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ただいま聞いていますと、何か何とかそういう方の親御さんとか、そして乳幼児を抱えた方とか、そういう方がご相談に見えていますということですけど、先ほど私、申し上げたとおり、現役世代でね、自分が働いている方がという方は、本当に相談をしゃべりに行かないと思うんですよ、なかなか。それが発症しちゃったという事例がありますもので、そして大企業ですと、そういうことが発症した場合は、例えばトヨタですと、2年間面倒みましようとか、そういうきっちりした体制が整っているんだけど、中小零細の場合は即その中で雇用保険も入っていないから、臨時で雇った場合とかね、アルバイトの人に雇用保険とか入っていない場合は何ともならないという場合がありますから、こういう窓口をさ、もう少しう

まく広報していただいて、これからそういうのに対応していく時代に入ってきているんじゃないかなと、先ほど申し上げたとおり保険もきかないと、民間の、そういう保険はないという事で、大変な……。

(発言する声あり)

十分声が通っていると思いますけど、ありがとうございます。

そういうことでね、そういう拡大の方法を考えていただきたいと。予防接種とか等々はあるんですけど、それは確かに重要なことで、健康診断もございます。だけど、こころの健康診断というのをまたふやしていただきたいなど、少しは。それはあのシート系統でありますから、マークシートみたいなもので、それでお配りするなり何なりして、やっぱり現役世代のこれから働く人たちのことを考えて、なるべくそういう障害者が減る方法を考えていただきたいと。

それと周知徹底ですね、それをもう少しできないものか、そこら辺をちょっと最後にお聞きしたいのと、要望ですね。

○民生部長 寺西 孝君

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

実は、私も平成30年度に民生部の機構改革を行ったところでございます。1つは、障害の方々の窓口を一元化しようということで精神の部分、そして旧は……、今、子ども課になりましたけども、子育て推進課で所管しておりました知的障害、身体障害の障害の方を保険医療課に一元化窓口させていただき、そこで手帳の交付、手当の支給、医療の給付を一本化することで、ご利用者様にご不便をおかけしないような形で窓口整備を行ったところでございます。

まさしく今、議員おっしゃいましたようにですね、精神については非常にデリケートな問題でございまして、精神を移管はさせていただきましたけども、健康推進課の予算とこの部分だけ——精神保健事業のこの相談業務だけ、実はここに残させていただきました。と申しますのは、やはり精神の方に寄り添う面からですね、やっぱり事務職だけではとてもできない分野でございますので、この分野においては精神のところは保健師に寄り添っていただく臨床心理士さんと呼んで、静かなところで相談業務をやっていただくということを重きを置いてこのような機構改革とさせていただきましたけども、今、議員のおっしゃるところもとてもでございますので、周知徹底させていただいてご利用者様に利用しやすいような環境に整えていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○6番 戸谷裕治君

まことにありがとうございます。

そういう方向で進めていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

125ページの健診ですね、健診費用と、これは国保のですね、特定健診にもかかわるんですけど、各種健診なんですけど、昨年12月の一般質問において、私はこの健診そのものを対象者全てに出すということでやっておりますが、しかし、既に通院している人も多くですね、やみくもに全員にやるということではないのではないかと、これをちょっと一般質問させていただきましても、それについてですね、見直すつもりがあったのかないのか、今後見直していこうということなのか、取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

昨年の12月の議会においても同様のご質問をいただきました。私ども、特にちょっと検討させていただいたんですけども、基本的にはこの今の制度ですね、これを守ってより丁寧に事業を進めていきたいという考えで、今回も予算を計上させていただきました。また、健診を受けていただいたからこそ、また新たに見つかる病気、症例等もございますので、そういった方々をまた治療に結びつけたらと思いますので、今年度も、基本的には昨年度と同様の方式、やり方で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

国のほうの方針もありましてですね、こういうやり方なんですけど、国のほうの厚労省も机上でいろんなことを考えて市町におろしてきますので、厚労省の机上のことで非常にやりにくかったり、無駄があったりするわけですが、この健診事業に関しても12月にも言いましたが、既にですね、7割も8割もの方がですね、そういうご病気をお持ちで、これはいいことではないんですけど、そういうご病気をお持ちで通院していると、そういう現状があるわけで、通院している人はお医者さんに現実に診てもらっていて、お医者さんは必要な検査とか、そういうものはお医者さんがやられると思うんですよ。

ですから、そういう人たちを全てですね、健診の対象にして一律送付して、そして受診率を上げるというような努力というのはおかしいんじゃないかな、一般的に常識的に考えて。少しこれは国の方針だから難しいと言えれば難しいかもしれないんですけど、非常にこれも大きなお金がかかっていてですね、見直すべきは見直して経費を削減するという努力も払われなきゃいけませんので、単に医療費が年々増加するというだけでなく、こういうところにも大きな無駄や矛盾があるかなと思いますので、見直すということ難しいかもしれないけれども、より効率的により経費削減という面から見れば、見直しも必要ではないかなというふうに私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご指摘ありがとうございます。おっしゃることは、確かにそのとおりだと思います。

ただ、生活習慣病とかの治療中の方におかれましてもですね、こちらのほうにデータが参りまして、そういった治療とともに生活習慣のコントロールですね、ふだんの生活習慣のコントロール、こういった細かい助言とかアドバイスは、やはり私ども町の保健センターのほうがりやすいという、ある種側面からのまた教えていくこともできますので、今のところ、もちろん無駄を省くべきところは省かなきゃなりませんので、そういったところは、また真摯に受けとめて精査をさせていただきたいと思いますが、基本的な案としては、現状のまま、今回予算計上いたしました、この流れで進めさせていただきたいと存じます。

以上です。

○14番 高阪康彦君

127ページの負担金、補助金及び交付金というところで、蟹江町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金という39万円というのがありますけども、これ多分一般の家庭のうちで避妊・去勢手術にもらえるんじゃないかと、ある一生懸命やってみえる団体の補助金だと思うんですが、それと39万という金額の出し方、私、去勢手術費が幾らかかるかわからないけど、多分何匹で補助だから半分とか、この金額の39万円というのはどういう算定で出されたのかなと思います。それと団体に出されたのか、いわゆる個人のうちに出されるのか、この補助金というのは、その辺のところをちょっと教えてください。

○環境課長 石原己樹君

ただいま議員からご質問のありました飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術費の補助金についてですけども、こちら補助金額としては39万円計上されております。こちら内訳としまして、避妊手術費の補助金として1頭当たり8,000円を30頭、去勢手術の補助金として1頭当たり5,000円を30頭、合計で39万円という形になっております。

こちら団体に対してではなくて、あくまで個人の方がその手術をしたときに助成する形になっております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

1匹だよな、1匹当たり5,000円……、各家庭の猫だね。

(「野良猫、いわゆる飼い主のいない猫になります」の声あり)

野良猫を1匹去勢手術すると5,000円、それが30頭分が予算してあるわけ……

(「そうです」の声あり)

……の15万円だよな。

(「15万円と避妊が8,000円になります」の声あり)

避妊が8,000円。

○環境課長 石原己樹君

避妊が8,000円で30頭、去勢が5,000円で30頭になります。それぞれ手術費に差があります

ので、大体、お医者さんによっても違うんですけれども、2分の1から3分の2ぐらいの補助になるような形で計算しております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

じゃ、そのやったという証拠というか申請というのは、本人やられた人が出すのか、お医者さんが出すのか、どういうふうに……、野良猫なんでしょう。どういうふうにそれわかるわけ。

○環境課長 石原己樹君

ただいまご質問にありましたけども、野良猫なんですけども、いわゆる地域猫といいまして、飼い主がいらないんですけども、ただそのままですと、ふん害ですとか、近所に迷惑がかかるということです、きちっとした餌やりの片づけですとか、ふんの当然掃除とか、そういったものも含めてきちっと管理していただくという形で、地域としてですね、地元として協力していただいた方がふえないように避妊・去勢手術をされる方が見えます。

そういった方が個人で申請していただいて、申請書いろいろあるんですけど、何人かに確認してもらおうとか、これはいわゆる飼い主がいらない猫だよというのを証明していただいた上で補助を出すという形で運営したいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の猫の避妊の関係の話で、ちょっと僕も今聞いていて、地域猫、野良猫いわゆる、と飼い主のいる猫でどうやって判断、今、住民の方からいろいろ話聞いたりするんだろうけど、ちょっとどうやって判断するのかなと、飼い主がいる猫でも野良猫だったよって、何かできそうなような感じを受けちゃうんですけど、それをちょっと確認したいのと、137ページの同じようにペットというか動物関係、犬・猫等の死骸収集業務委託料と108万3,000円上がっているんですけど、この委託料について、道路等に犬、猫の死骸があったら役場へ連絡があって回収しに行くと思うんだけど、この辺の流れをもうちょっと詳しく聞きたいのと、なぜかという、結構早く回収してくれるときと、時間かかっちゃう場合があるんですけど、その辺を知りたくて、ちょっとお聞かせください。

○環境課長 石原己樹君

今、議員から質問がございましたが、野良猫か飼い猫かの判別なんですけども、1つは野良猫ですね、これは避妊・去勢手術する場合、捕獲をしないとイケませんので、無作為にやるのではなくて、ある程度狙った猫を捕まえるような状態でやります。事前に大体ですと、まず近隣の方に回覧等を回しまして、まず飼い猫は絶対外には出さないようにというような周知等をします。

実際はボランティア団体の方なんかとも協力していただいたり、近所の方と協力していた

だいて、これは野良猫だよと言えば、確認をする作業をさせていただいて、野良猫か飼い猫でないかというのを判別して行っていきたいなと思っております。

路上の犬・猫の死体処理の関係なんですけども、基本的にはこれはまず住民の方から電話でご連絡がございまして、それをもってうちのほうが委託業者のほうへ電話で連絡をして処理をお願いするという形になります。

委託業者のほうもほかの現場にいたりいろいろ回っていると思いますので、タイミングがよければ、すぐ片づけられると思いますし、ちょっと時間が浮いたりするような場合もあるかと思えます。そういったことで多少タイムラグが出たりするかなというところはあるんですが、基本的にはご連絡いただいて電話をして、若干の時間を置いて処理をするという形になるかと思えます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

野良猫について、ちょっとなんか、いまいち本当にちゃんと把握できるのかちょっと心配かなと思うんですけど、あつてましたら、またちょっとお願いしたいと、死骸の犬・猫等の違いについては、そういうことで出払ってなかなか回収……、どうしても道路にあると、実際僕も何とかしてよと言っても、やはり触りたくないんだよね、ということで、早急に片づけるようになるべくその辺を徹底してもらおうようお願い……、これは要望で結構です。

○民生部長 寺西 孝君

今、板倉議員のほうから猫の種別が難しいというご質問でございますので、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思えます。

地域猫活動につきましては、お困りの住民の皆様と例えばトラップ仕掛けで捕まえますので、猫について知見を有する団体の方、そして行政が一体となって活動をしていきたいなというふうに考えております。ですので、基本は猫でお困りの地域の方からご要望をいただいて、その団体の方に捕獲をしていただく、そして去勢手術をやっていただく、そんな流れとなっておりますので、まずは1つはお困りの地域住民の皆様からお声が出て、その活動について同意をいただける、合意をいただけるというのが大前提でございます。

以上でございます。

(「この地域猫だね、そう判断される」の声あり)

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで住民課長、政策推進課長、安心安全課長、環境課長、子ども課長、会計管理者の退席と消防本部総務課長、給食センター所長、生涯学習課長、消防署長、水道課長の入場を許可いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時48分)

○副議長 安藤洋一君

続いて、5款農林水産業費、140ページから145ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、146ページから153ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、154ページから177ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

157ページの放置自転車駐輪場対策についてをちょっとお尋ねいたします。

こちらのほうですけれど、私ども近鉄蟹江駅前というのは、町長初め行政の皆さんのご努力で駐輪場ができました。民営されております。ですから、随分きれいになりました。そして、少しお聞きしたいんですけれど、私どものほうの放置自転車のあった場合の費用ですね、どれぐらいかかっているのか。他の地域でこれほどどこでどれぐらいの費用かかっているのか、地域別にちょっとお願いできませんか。

駐輪場の対策と放置自転車対策ですね、全般で。例えば駅北、駅南、JRの、これぐらいですよとか、富吉でこれぐらいですよというようなことがわかりましたら、少しお聞きしたいなと思っております。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

放置自転車の処理でございますけど、各近鉄以外の富吉、それからJR3カ所の駐輪場でまずエフを貼りまして、それから一定期間置いて、それでもなくなるしない自転車につきまして警察のほうへ防犯登録、それから車体番号を確認を行い、所有者の見当たらない、見つからない自転車について処理を行います。年間の回数としましては、休みのところで年3回処理を行っております。

それと、それから今、議員が言われますように、各駐輪場における処理台数と金額はということでございますけど、各一斉にエリアであるこの駐輪場の調査という格好で行いますので、全て一括で処理をして中央道の下のところ、国道1号線の高架下のところへ集積をして処理を行っております。その関係上、どこの駐輪場で幾らかかったということでは、ちょっと資料としましては、今、持ち合わせてはございません。

ただ、年間のほうといたしまして……、ちょっとすみません、お待ちください。

(「じゃ、まあいいですよ」の声あり)

道路の関係で道路のほうで、すみません、昨年度の決算額ちょっと資料のほうで持ち合わせございませんので、金額については、またご報告のほうをさせていただきます。お願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

細かいことをお聞きしましたけれど、なぜそういうことをお聞きしたかといいますと、近鉄蟹江駅の場合、整備されましたもので、案外放置自転車が少なくなってきたと。ですから、どこが多いのかなと思うことで、そしてJRの北と南は、これから近鉄蟹江駅のように民営化された、そういう駐輪場をつくっていかれるのか、富吉駅の場合はどうされるのかということをお尋ねする前の前段としてお聞きただけで、これからそういう構想があるのか。あのJRがやっぱり今度きれいになりますよね。その後、あの駐輪場対策というのはどうされていくのかなという思いがありまして、そういうこともちょっとお聞きして、お金自体がやっぱり駐輪場対策費として850万円かかっておりますので、これが民営化されたらどうなっていくのかなとか、それでその民営化する意思があるのか、ないのか、そういうことをお尋ねしたいなと思っております、そういうご質問です。

○産業建設部長 伊藤保彦君

戸谷議員から駐輪場の関係でご質問いただきました。

今現在、近鉄蟹江駅につきまして、議員がおっしゃるとおり非常に台数が減りました。一気に近鉄蟹江駅周辺は自転車整備センターのほうに運営を任せた以降につきましては、周辺に置かれていたり、中にほっておかれるということがありませんので、大変いい環境になってございます。

現在、やはり一番多いのは富吉地区が一番多くの放置があるというふうに持ってきたときにエフを張って、今先ほど次長が答弁しましたとおり、中央道の下に持っていくのは非常に多い台数になってございます。

今の言われる今後、近鉄のようにきれいになってそうやって減るのであれば、JRのことも今、お話がございました。JR蟹江町につきましても、やはり今現在、橋上駅舎化事業、自由通路を進めてございますので、その完成に見合わせまして、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ぜひそういう具合に進めていただきたいなと思いますが、防犯の面でもやっぱり駅前があ

あいうのをつくっていただいたおかげで、物すごく安心安全、痴漢も出なくなったと、そして、揉め事もなくなってきたということで、ぜひ進めていきたいなと思っております。

これは、副町長、いいですか、要望しますので、それで前向きに検討していただきたいと思っております。せつかく駅がきれいになっても、周りが汚いと何もならないもので、まずその駐輪場対策、これから町の方針もあると思うんですけど、やっぱり自転車とか、そういうので駅近の人たちが出勤してほしいという要望も上がっておりますので、そういうことも含めまして、一度副町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○副町長 河瀬広幸君

今、駐輪場のお話いただきました。当然、近鉄につきましては、ご存じのようにすごく整然ときれいになって、防犯上も非常によくなったなど。駐輪場センターの導入が、これは一つの成功例かなというふうに感じておるところであります。

JRのことでありますが、先ほど部長申しましたように、既に橋上駅舎の供用開始が見えておりますので、つい先日もきっちりと駐輪場センターと調整し、現状の駐輪場のあり方、そして駅と北の南の駐輪場の整理をしっかりと指示をしておりますので、供用開始に合わせてしっかりと整備を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

(「民営化みたいなことはということ」の声あり)

すみません、駐輪場センターって、今、近鉄の駅前やっている公益財団法人がありますので、そちらのほうと協議をしつつ、その方式を導入する方向で今、考えておるところであります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

167ページのですね、区画整理事業についてお伺いします。富吉南の区画整理事業についてお伺いをしたいと思えます。

町長の施政方針の中でも、この近鉄富吉駅南の市街化調整区域における基盤整備に向けてということですね、地権者等の合意形成を図りながらということ、31年度は組合の設立と認可に向けてやっていきますよということが言われております。それに伴って、既に予算も過去にも予算も計上され、また本年度も計上されていくわけですが、この区画整理事業というのはですね、大きなお金がかかり、時間もかかり、そしてまた多くの地権者の皆さんの合意を必要とするものでありますね。

これはですね、事前に本当にこの区画整理の組合設立が事前の調整といいますか、事前にきちんと合意を得ていくということが本当に大切なことなんですね。ともすれば、事業最終ぐらいになって、訴訟が発生したりとかということも過去にはあるわけですね。ここの学戸でもそうですし、訴訟になってくるとか、そういうようなことも予想される事業です。

そこでですね、今回の地権者の合意について、かなりとられているということなんです、

100名ぐらいですかね、地権者が100名ちょっとぐらいで、かなりの合意がとられているということなんですが、この見通しですね、1割、2割は合意に達していないのかどうかわかりませんが、きちんとした見通し、準備というものができているのかどうかということは大変重要なことでありますので、それについて少しお答えをいただきたいと思います。

これをですね、町がやるのではなくて、組合施行というやり方をとっているということについても、いろいろ考えはあるかと思いますが、その事前準備についてきちんとしているのかどうか、幾ら地権者の1割、2割は反対してもやるんだよみたいなものなんですけど、その準備段階、見通しについて伺いたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今の中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今の富吉地区の地権者としましては約130名ございまして、今の現状でいきますと、地権者ベースで7割、あと土地ベースでは8割の今、仮同意をいただいております。

そんな中ですね、土地区画整理事業につきましては、法的には地権者の3分の2かつ土地の3分の2が同意がいただければ、事業は行いますが、愛知県の資料としましても、85%以上の同意を今、推奨してございますので、85%以上の同意に近づくように今、地元調整を図っております。

地元調整といいましても、やはり組合施行でございまして、地元のまちづくり準備委員会を中心に今、調整を図っていただいております、いよいよ今、最終的な調整に入っている段階でございまして、もう少し頑張って同意率をちょっと上げたいと、今考えてございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

県のほうも85%以上みたいなお話ですけど、この130人の中でも1人、2人、3人、4人という者が、もしこれが完全に最後まで同意していただけないというようなことになると、これも今も言いましたように訴訟になったり、また町民とのトラブルになったりしてくることもあり得るんですよね。そこを心配しておりますですね、果たしてそういう難題というか、困難を抱える可能性はないという判断なのか、ある一定、よくわからないですけども、人によっては最後まで抵抗する人あるのかもどうかわかりませんよ。

ですけど、そういう危険というか、問題をはらんでいる事業でありますので、これについて見通しをきちんと持たないと、今も言いますように最終まとまらなかつたり、物すごく長く時間がかかったりですね、それによって無駄な経費が発生したりというようなことが予測されるとすれば、事前にそれは解決してから始めなきゃいけないので、その点についてどういう認識かなと思うんですよ。町長、どのような見通しを持っているのかわかりませんが、地域の一部議員さんをお願いしておけばいいというような事業では決してありませんのでね、

大きな事業ですから、ですから、町長これについてかなり町も狭くですね、そこにどうい
地権者がいるかということも町長もよくご存じだと思いますので、その辺についての見通し
をどのように思ってみえるのか。町長がかわっても、10年とかかかったら、町長いないときに
ほかの町長がまた訴訟を受けたりするということがあるわけですから、どうい見通しをも
ってみえるのかお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今、担当次長がお話をしたのは大筋でございます。仮定のお話にお答えすることはなかなか
難しいわけでありまして、今までの組合施行、町施行の区画整理事業の状況をしっかり
研さんしつつですね、前へ進めていかなければいけない。やっぱり潤沢な市街化地域をつ
くるといのは、これからの都市計画には欠くべからざる手法だというふうに考えてござい
ます。

しかしながら、中村議員がおっしゃるように、無理強いをして問題が起きたらどうなんだ
と、その考え方もないわけではございません。今、大体3年以上かかりまして、いろんな経
費を使いながら、地域の皆さん、組合の皆さん、地権者の皆さんとお話し合いを進めている
ところであるというふうに、私自身は担当から聞いてございます。

この蟹江町、11平方キロしかない、本当に狭い地域でございます。市街化区域に至っても
40%あるかなしか、20%が川というそういう状況は、議員各位皆さん認知してみえると思
います。富吉駅、そして近鉄蟹江駅、JR駅、3つの駅を擁するこの地域、やっぱり高齢化社
会に向かいましてスモールタウン構想というのを中心に考えた場合に、市街化区域のやっぱ
り造成というの、これから絶対必要になってくる手法の一つであります。

ですから、見通しがいいわけではございません、所信表明、施政方針のときには、そうい
う今、話し合いが最終段階に来ていると報告を聞いてございますが、なおしっかりと地域の
皆さんのコンセンサスを得ながら、大量のお金を投入するわけでありまして、皆様方に理
解を求めながら進めてまいりたいという、今現在はそういう状況でございます。

以上です。

○9番 中村英子君

再三申し上げるように、これは準備が非常に大事なものですよね。準備段階がしっかりせ
ずに85%の賛成があったとかで、見切り発車にはならないですね、一応それは表面上いいこ
とですので、いいんですけれども、それでじゃ、残りの15人というものがどのような方々で
どのような反対であるかということは把握できるわけですから、これが別に今、町長が答弁
したように仮定の話ではないんですね。具体的にそこに住んで、顔の見える人たちがいるわ
けですから、顔の見える人たちで、もう賛成しないよという人は確かにいるわけなんですよ
ね、100%じゃないんですから、今言っているのは。そういう方々も、長年蟹江町に住んで

いる方ですので、顔を知っていると思うんですよ、見ていると思うんですね。

そういう中で進んでいってですね、その方々から、例えば本当に訴訟に発展するようなことになるような可能性というものもなきにしもあらずなので、その点については、そういう方々ともですね、しっかりとコンセンサスとっておく、合意をとっておかないと、後に問題を残すのではないかというふうに私、思っていますので、そこをですね、いいわ、85%とかが賛成したから、これはやれるんだよというのは、ある意味、見切り発車になる可能性があるということをお私、申し上げておるので、その準備段階において、じゃ15%の人たちはどうなんですかと、彼らは最終的には賛成をしてもらえるのか、最後までこの人、難しいんじゃないのかね、いろいろあると思うんですけど、これをですね、将来にトラブルが起きないような状態で準備し、進めていっていただきたいと、そういうふうに私、思っておりますので、後日、トラブルが起きたら、誰が責任とるんだみたいな話になったときには、もう関係者誰もおらんよと、町長もおらんよというような話になるわけですから、その準備段階の合意形成は残りの賛同をしていない人たちに対しても、きちんととるべきだということを私は申し上げてやってもらいたいということを言っておきますので、そのような対応をですね、部長でもどうですかね、きちんとそういう対応をしてもらいたいと思いますけど、残りの15%につきましてもね、いかがですか。

○町長 横江淳一君

中村議員に申し上げますが、僕はちょっと今、聞いていて、中村議員のおっしゃることは十分わかります。ただ、仮定の話と言ったのは、何かいうと訴訟、訴訟といつも言われるんですが、まさに仮定の話じゃないですか、それは。それを今、答えることはできませんということをおまず話をしておきます。

それから、今から調整をしっかりしていただいている方がお見えになるわけですから、そういう皆様方の進捗状況まで僕が全て把握しているわけじゃございません。あと1人の方にじゃ、無理強いしてそこをどけだとか、そんなことができるわけじゃありません。超民主主義国家でありますので、そういう意味でいけば、今までの失敗の例がたくさんあることは、私も十分わかっています。その当時は、町長もしてございませんでした。責任を誰がとるか、これも私はファジーなままで通過してきたことも、事実承知しております。ただし、それはやっぱりどこまで行っても、町施行という、やっぱり町が主導したという大きな過ちがあったんじゃないかなという気は、私は今、しています。

ですから、組合施行でしっかりと話をさせた上で、駅北の区画整理事業もそうであったように、多分中村議員、全てわかって質問してみえると思うんです。ですから、同じ轍は決して踏みたくないなというのは私だけではなくて地域の皆さんだと思いますし、中に入っているだけでおる、中心になる皆様方だというふうに私は理解してございますので、しっかりと話し合いをしながら、それは進めてまいりたいということをお先ほどご答弁を差し上げました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「部長、ちょっと言つてください、現実問題、準備段階のことで……」の声あり)

○産業建設部長 伊藤保彦君

今、町長が答弁しましたとおり、まだやはりそれが訴訟になる、ならないという話ではない、今その段階をお話する時ではございませんし、あくまでもやはり地元の方に今、組合施行で動くんだという中で、一生懸命準備委員会の方がお進めになってございますので、そこで一緒に協力しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、178ページから189ページまでの質疑を受けます。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

それでは質問させていただきます。

今ちょっといろいろ頭の中が興奮しておりますので、ちょっと何をどう言つていいのか、突然でありますので、消防のことをちょっとお聞きしたいんですけど、今、操法大会がことしの7月ですか、県大会ですね、あれがあるということをちょっとお聞きしてございまして…

(「ページ数をお願いします」の声あり)

ページ数ね、187ページ、お願いします。

187ページのこれかなと思うんですけど、消防団出動交付金というものなのかなと思うんですけど、さっき言いましたように、消防団の操法大会があるということで、何か話を聞いておりますと、結構みんな一生懸命やっているということで、もう早朝練習、朝の4時から5時に起きてもう走ったり何かしておるし、それともう毎週3回、4回出て練習をしておるといふようなことをお聞きしておるんですけど、やっぱりそういうその場に人が集まるということは、どうしてもお金というものがなくなってくると思うんですけど、今、そういう面で、ちょっと聞いた話ですけど、団長さん、副団長さんが何かちょっと自分たちのお金を出してという話も聞いたことが、これ聞いた話ですので、ちょっとこれは本当かどうかあれなんですけど、そんなことになつてもまたいかんような気がするんですが、そこら辺のところは、どうしても当然、お金というものがなくなりますがどういふ、よかつたのかお聞きしたいと思ひます、すみませんが……。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、今のご質問のありました操法大会の経費の関係でございます。先ほど予算書の187ページの消防団出動交付金、こちらのほうに盛り込んでございます。今年度はですね、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたとおり、7月20日に蒲郡市内におきまして、愛知県操法

大会がございまして、平成31年度が蟹江町が海部地区の代表として出場をすることとなっております。

それで、今年度はその準備段階といたしまして資機材の整備、それから先ほど訓練の話もありましたが、6月から訓練を始めておまして6月から9月までが週2回、それから9月から3月、今月までが週3回訓練が行われております。早朝やったり、夜間やったりということで、それは選手が集まりやすいときに自分たちで決めて、数時間の都合を調整してですね、行っております。

来年度はですね、一応、4月から大会の7月までをとりあえず予算としては週5回訓練の予算はとっております。ただ、週5回というふうになりますと、選手も仕事をしながらということになりますので、その辺は選手の健康管理も含めて調整をとっていくということになっております。

先ほど議員がおっしゃいました団長たちが負担をしておるんじゃないかというようなお話ですが、これは訓練の経費につきましては、全て町のほうで対応ができておりますので、その辺はご心配いただかなくても結構かと思っております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

わかりました。ありがとうございます。本当に体調に気をつけて頑張ってください。結構、消防団命という人がおりますので、余りにもぼっと走っていかないようにちょっと抑えぎみに、このままいいような気がするんですけど、頑張ってください。お願いします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

消防費について、189ページの高規格救急自動車購入費の2,900万円について、少しお伺いいたします。

今回、救急車の更新で予算案があります。平成19年から12年が経過して老朽化による更新ということなんですけど、これについて、今の救急車もそうなんですけど、消防自動車も含めて耐用年数って一体どのぐらいなのかお願いいたします。

○消防本部総務課長 山田 靖君

車両の耐用年数ということで今、ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

救急自動車に関しましては、やはり走行距離がかなりありますので、12年を目安に更新をさせていただくということでございます。あと消防自動車等に関しましては、現在18年ぐらいをめどとして、更新の計画をさせていただいております。あと、はしご車につきましては20年ということで、12年、18年、20年ということで振り分けをさせていただいて、計画をさせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

何で聞いたかという、実際、毎年のように何だかんだ1台ずつ、重なると2台とかあるんですけど、全体で今、何台あるかという、僕もちょっとぼっと答えられないけど、そういうことで、結構高い、今回でも2,900万円で結構値段がしますので、今後の計画等が、前にもちょっと予算か決算のときに聞いたんですけど、今後、計画等がわかったら教えてほしいということをお願いして、ちょっとまだ聞いていないんですけど、この更新の計画わかりましたら、資料でもいいですし、それちょっとわかる範囲でお願いいたします。

○消防本部総務課長 山田 靖君

資料のほうはご用意をさせていただきますので、この後にまたお配りさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○2番 板倉浩幸君

じゃ、資料のほうを議会としてもよろしくお願いたします。

更新がいけないという、僕も言っているわけじゃなくて、新しくして安心・安全なまちづくりを進めるのはいいとして、ただ、毎年毎年どんどん莫大な金額が出てからちょっと確認したことで、今後の計画等の資料をお願いいたしまして終わります。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、190ページから249ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

予算書195ページの英語検定料補助金40万円についてお聞きします。

これなんですけど、この前の12月議会のほうで私、一般質問で英検の検定料の補助をしていただけないでしょうかというような話をしたと思うんですけども、そのとき、余りいいお返事はいただけなかったんですけども、蟹江町、やはりマリオンも行っておりますし、平成29年度の蟹江町教育委員会点検評価報告書の学識経験者の意見のところにも、本町ではALT講師の数も小学校で2倍、中学校で1.5倍に増員されたことで、教員ばかりでなく本町の子供にとっても大きな効果が期待できるという評価もあるとおりに、本当蟹江町、英語教育には力を入れていると思えますし、非常に対外的にアピールできる大きな一つのものになっていると思えます。

ここ、一応3級以上ということになっていますので、私としては、できれば4級から補助をしていただけたらなというふうには実は思っていたんで、実際3級というのは、中学校の卒業レベルになっておりますので、英検3級を持っているということは、標準的な英語力が身につけていることというふうには言えると思えます。学校のテストとは違う傾向になります

ので、この英検の3級受けることによる勉強することによって、高校入試に関しても準備になるので、非常にいいかなというふうに思っています。

4級に関しましては、やはり中学校の中級程度のレベルということですので、中学生にとっては4級を持っているということが、これは例えば中学校1年生のときに取得できれば、今後の中学校3年間の英語教育、英語の学習に関しての意欲が非常に高まると思います。そういう意味では、本当に4級受けることもすごいメリットがあるんじゃないかなというふうに考えています。ですから、中1で4級を受けて中3で3級受けて、受験に自信を持って臨んでもらうという形が一番いいのかなというふうに思っておりますので、今回、3級ということなんですけども、4級のほうも検討されたかどうか、また、今後またされる予定あるのか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回3級に決めるに当たりまして、学校のほうを調査させていただきました。やはり先ほど議員おっしゃられたとおり、受験に対する準備みたいなことが多いもので、やはり3級から始められる子供さん、児童が多いということでまずはそこからで、この事業としましては平成31年度からの事業になりますので、また、そういう事業等ニーズを見ながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

195ページですけれども、委託料の014番、学習支援委託料ということで33万円ついておると思いますが、夏休み期間の5日間を、対象人員が35名程度ということで書いてありますけれども、もう少しこれ具体的に説明をいただけるとありがたいと思います。例えば、この35人が各学校でばらばらでやるのか、1つの学校に集めて対応されるのか、もう少し具体的にお願いをしたいと思います。

そして、予算書203ページですけれども、まち・ひと・しごと創生事業の関係で質問させていただきますが、事業概要としては特別な支援を必要とする児童の指導のためにスクールサポーターを配置し、チームティーチングとして担任を補助する。また、日本語教育が必要な外国籍児童の増加に対するための日本語指導員を配置する。なお、平成31年度にはスクールサポーターの人員を現状の14名から16名に2名ふやすということになっております。これと関連して中学校のほうでは同じような文言で、スクールサポーターを1名ふやして17名から8名にすることを書いてございます。

こちらのほうは、要は補助教員の充実だと思うんですが、例えば今のここに書いてありますチームティーチング、専門的な先生を呼ぶということだと思うんですが、小学校、

中学校もそうですけれども、また書道の話すると、皆さんに言われるかもしれませんが、こういう書道とか、美術とか、そういう専門的な先生をチームティーチングという形で呼ばれるというそういう構想もあるのか、ちょっとお聞かせをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それではまず、第1問目の学習支援事業についてです。

こちらは、昨年度から行わせてもらっています。先ほど議員もおっしゃられたとおり、夏休み5日間、かにえ子ども日本語の会の川崎先生のほうにお願いしまして、外国にルーツを持つ子供たちを日本独特である夏休みの宿題ですとか、そういったものを通しての日本の風習を教えていただいているような形になります。

それで、ご質問ありました学校別での生徒数というところですが、すみません、ちょっと具体的に人数をとったデータは持っておりませんが、新蟹江小がやはり多いような形になると思います。以前、やるときに参加させていただいたときに、そういった学校別で並ばれているようなところの席を見たときに、そういう形でしたので、すみません、ちょっと私の主観的なもので申しわけありませんが、新蟹江小が多かったような気がします。そちらが1点目になります。

それから、2点目のまち・ひと・しごとですね、補助員の補充のほうですが、そちらにつきましては、チームティーチングというのは、先生とチームをつくってやっていただくような形になりますので、若干チームティーチングという意味合いとは違った、本当に単純な補助的なものですね。先ほど言いました特別支援のいる子たちとか、日本語のちょっと指導が要るような子に対しての個別の支援という形になりますので、ちょっとチームティーチング、先生とコンビを組んでという形では少し違ってきます。

専門的なのというところになりますと、今回も例えばそういう障害とかで支援が要ることであれば、なるべくそういう資格を持ったような方をお願いしている形になりますので、絶対それを持たなきゃいけないというわけじゃありませんが、そういったことにたけた方、能力的に経験があるような方をお願いしているという形になります。

すみません、以上です。

○教育長 石垣武雄君

ただいまの黒川議員のご質問であります。まずは夏休みのことでもありますけども、場所は中央公民館、ここで行っております、5日間。多分来年度もそうだろうと思います。そういうような実施をされる団体でありますけども、いろんなところから、それが今、新蟹江小とか、蟹江小とか、近くであれば歩いてくるとか、送迎をどうするかというようなこと、そういうことも含めて夏休みのある決まった日を午前中ですけども、行っていると、そんなところでもありますので、これからも、そういうような特に外国人のそういう習慣がなかなかないところをサポートしていただいているなというふうに思っております。

それから、もう一つのスクールサポーターであります、これは特に始まりが特に手がかかるという表現はよくないんですけども、特別に支援を要するというので学校の先生の応援というような形であります。ですので、今、スクールサポーター増員をしていただいて、時間も来年度ふえる方向でありますけども、これにつきまして、ほぼ8割から9割は免許を持ってみえない方をお願いをしております。パートではないんですけど、そして、学校の先生とともに行っていくと、そんな形であります。

ですので、先ほど言われた書道とか、美術というの、またこれも専門的になりますので、これはこれでまた別のところで考えていけたらと思っておりますが、これについては、そんなような考えで進めております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

今、チームティーチングの話ですけれども、今、教育長言われたとおり、免許なくても、そういうところで補助でやれるという形なものですから、当然、僕、そっちの専門の美術とか、書道とか、そういう先生も使っていただけるのかなと思ったら、ちょっともとが違ってしまったようではありますが、おいおいそういう形でもやっていただけるとありがたいと思います。

それで学習支援、さっきの35の夏休みに使った、大体夏休みって40日ぐらいあるんですね、その中のたったの5日間だけ、今も中央公民館で集めてやるということをやられたんですけども、今って学校の先生って昔は夏休みってほんともう来なくて、出校日ぐらいに先生たちが来るんだけど、今はあれでしょう、先生たちって、毎日ほとんど日課のようにして夏休み中も行かれるわけでしょう、冬休みもそうだと思いますけど、でしたら、その先生たちが少しその子たちに来ていただいて、その子たちに指導できるのですか。新蟹江小学校、隣の各小学校、中学校もあるんです。そこで先生たち来とるじゃないですか、学校に。だったら、そういう子たちにちょっと来て、宿題のお手伝いとか、そういうことちょっと、そういうことはできんわけですか。わざわざここに5日間と決めて集めて、民間の団体の方に教えてもらう、そういう形しかできんのですか、もうちょっと寛容なやり方はできんのですか。

○教育長 石垣武雄君

確かに学校の先生は、以前はどうか知りませんが、今はほとんどお盆のあたりが休まれるというようなところの出勤で研修とか、それからいろんな執務等々をされているところでもありますし、中学校でありますと、部活動ということ、小学校も部活動もありますし、プールの指導のほうも入っていますけども、今言われたそういうあたりについて、これなかなか難しいのかなどうかわかりませんが、今、そういうようなご意見いただきましたので、一遍学校の先生にもお話をしながら、ただ、それが課外授業みたいな形になってくるものから、そのあたりをどんなふうな形でサポートができていくか。

それから、もう一つ、5日間という限定というよりも、これも本当はもうちょっとやっていただいてもいいのかもわかりませんが、団体が郷土まちづくりというか、政策推進をやっているものに応募された団体さんが、今度はそちらを離れて教育のほうでそういう補助というか、お金を出して委託をしながら進めている段階で、いろんな経費等々のかかわりがあった5日間限定ではなくて、6日間かもしれませんが、とりあえずは、そういう5日間を連続ではないと思うんです、チョイスしながらやっているという状況であります。

今、学校ではというようなところをちょっと宿題にさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番 黒川勝好君

ですから、5日間というのは民間の団体さんがやっていただけるなら、それはそれでやっていただければ結構だと思いますよ。ほかの日あいているんですね、今ここにも書いてある、とにかく外国の人たちがふえてきておるわけですよ。蟹江町ももう例外に漏れず、どんな方も子供もふえてきておるわけですよ。学校行ったら言葉もわからせん、授業聞いたってわからんですわ、日本語でやっているからね。その子たちに後から補助する、サポートする人が必要なわけです。やっぱり時間をとれるのは夏休みなんですよ。長期の休みのときですよ。そういうときに、せっかく先生学校に来とるんだ、それがやっていかんということ、僕はないと思うんですよ。

だから、子供たちを受け入れてあげて、外国人の子だけじゃなくてもいいじゃないですか、普通の子たちでも、やっぱりちょっとわからんことを教えてやるぐらいな、先生たちは来ているんだもの、クラブ活動で来ておるとか、何とかで来ておるからじゃなくて、来るんでしょう、みんな先生。大体の先生は、休みでも普通に9時5時の形で勤務されるわけでしょう、今。昔は夏休みという、本当に来なかったですよ、来ていなかったですよ。学校、出校日ぐらいしか先生来なかったですよ。だけれども、今はそうじゃない。どこの学校でもそう言われていますが、そうでしょう。だったら、やっぱりもうちょっと寛容に蟹江町、こういうことやっておるよって言ってやってくださいよ。そうすると、皆さん喜ばれますよ。

外国人の特に本当に子供たちね、僕、この間もちょっと聞いたんですけどもね、言葉がわからんもんですから、笑っちゃうみたいです。ほかの子供たちが発音が違うでどうのこうのって、そういう悲しい目遭つとる子もいっぱい小学校におるみたいです。

だったら、やっぱり少しでも、時間の余裕のある休みを使って、その子たちに来てもらって、学校の先生も丁寧に、宿題だってやってこんでいいじゃないですか、これ、外国の子。いいとは先生は言わないと思うけども、やれないもんで、やれないからやってこないんですよ。やれないんだ、やりたくたってわからないもん、読めないもん。お母さんだって、お父さんだって、親御さんだって、その字が読めないから教えてやれん。だったら、学校へ来て学校の先生が教えるのは、これは普通じゃないですか、ちょっとお願ひしますよ。

○教育長 石垣武雄君

今、夏のことはちょっと置きまして、ちょっと外国人の子供たちのことちょっと話をさせていただきますと、一般的に転入した場合は、その年齢に合わせた学年に入ります。ですので、例えば10歳ぐらいであれば、日本でいうと、3年生ぐらいですね、だと3年生のクラス。親さんとの話の中で、ちょっと1学年下げるとかいうことは、弾力的に運用とおかしい言葉ですけれども、そういうことをやります。

実際にそうすると、例えば3年生に入ります。日ごろ、おうちの方もなかなか日本語を話せないということで、日本語指導ということで普通のときはやっているわけです。そして、普通の授業、例えば体育なんかはいいんですけども、国語とか何かになってくるとなかなか、そういうときは取り出しというとおかしいですが、そういうその時間を日本語指導のところの指導を行うということで、その先生はある程度、県から実は新蟹江は1学級、先生が1名プラスされています、その先生用に。ほかのところも若干先生ないんですけども、そういうようなところで、先ほどのスクールサポーターも、言葉足らずで申しわけなかったですが、そういうような特別ということで、ほかの学校にもそういう日本語を教える、だからこの団体の方をサポーターにして、立場別にして日ごろ指導もお願いをしているところであります。

そういうようなところも、なかなか実はならないこともあるかわかりませんが、夏の時点、先生のいろんな勤務のこともあると思いますので、先ほど申し上げたように、先生については意見、話を承っていききたいなと思っているんですけども、どっちがいいですか、中にはちょっと学校へ遊びに来てね、夏休みに。それでちょっとということは、私はあると思うんです。ただ、それを形づくってね、こうだよということができていない状況じゃないかなと。時たまそういうようなことと、もう一つは、これは外国語、日本の団体の方ですけども、日本人、大学の先生を中心とした団体の方が一部は学校のほうにも行きながら、夏場はこういうことでのサポートをいただいているというところで、何も学校の先生は全然知らんよということではないと思うんですけども、ですから、このところの活動のところは学校の先生も去年、夏ですけども、姿を見せながら、おう頑張っているとか、そういうようなことの声掛けもしておりますので、さらに一歩進んだところについては、ちょっと考えさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

225ページのですよね、新しく始める事業のようですけど、子ども読書活動推進計画策定委託料というのがあります。それで、趣旨としては簡単なこと、目的としても簡単なことなんですけど、要するに読書をしてもらおうということだと思っておりますが、この子供の読書を促す

というかそれを進めるについてですね、400万円近い委託料を使ってですね、計画策定をしなければできない事業なのかどうかということなんですが、現在でもですね、町内には子供に絵本を読み聞かせるとかいうボランティアの人たちも図書館でやっている場合もあるかと思えますし、また、小学校でやっている人たちもいるかと思えますし、もちろん小学校というか、学校自体は読書の推進ということは力を入れていると思うんですね。

これ計画をつくっても、この計画が生かせるのかどうかということも疑問ですし、この計画しなくても、例えばですね、今、町は協働事業というようなことで町民の人たちに参加してもらって、その事業を拡大していこうというふうなこともやっておりますので、現在、読み聞かせしたりした人たちの集まりというか、どれだけというのを正確な数というのを私は知りませんが、そういう活動というものもあるわけなので、わざわざ400万円もつけてですね、これをやる必要があるのかということ非常に疑問に感じるわけですが、担当者、どういう認識でしょうかお伺いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

活動計画につきましては、まず、子どもの読書活動の推進に関する法律、こちらのほうに基づいての設定となります。こちらにはですね、まず国がそういった基本計画を立て、きちんとした内容的なものもうたってくださいというところで、それに基づいて各都道府県ですとか、市町村がそれに基づいたまた同じく推進計画というものを策定していただくというところで、愛知県のほうにつきましても、もう推進計画のほうができています。蟹江町につきましては、まだ少しできていないところが、足りていないところがありましたので、今年度こちらの計画を5カ年計画で策定させていただこうというところですよ。

加えまして、蟹江町の総合計画のほうにもですね、読書活動推進計画のほうを策定していくというようなことが目標としてうたわれていますので、まずそこら辺のところの整合性というか、目標達成するために取り組みたいというところは1つです。

それから、あと内容につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、各項目でできている部分もありますが、よりもう少し細かく子供たちに寄り添った内容、もうちょっと言うと、例えば学校と連携できるような内容も盛り込みながら、策定していきたいと考えております。

すみません、以上です。

○9番 中村英子君

大体計画策定は国が言うんですね、ほかの計画でもそうですけども、民生関係でもそうですし、ごみ関係でもそうですし、何でもかんでも国がそういうことをもうやれということを書いてくるんで、本当に国というのはよく物事を考えてないなと思うんですけど、それでこの小さな町がですね、じゃ、それに対抗してその計画つくらなくても、実際にはやれるよ

ということをやったって言えないですよ、なかなか。何であんたんところはやらのだみたいな話になってくる。

だけど実際ね、これこんなこと、こんな細かいことまで国がいちいちやれと言って、税金は無駄だなというふうにもうつくづく思うんですね。ほかの計画もそうですけれども、やむを得ないのか、そうしたら。私はこんな計画しなくたって、このことはできるんじゃないかと。

まずですね、町内に読み聞かせをやっているところがどれだけ、どれぐらいあるのか、どんな人たちが参加しているのか、把握していますでしょうかね。まず、把握しているのかどうかということをお伺いしたいし、それから、教育長にお伺いしますけど、このような計画をつくらないと、読書の推進というのは図れないんですか、小学校で。この400万円は別途費用ですよ、これは。私は、この計画があってもなくても結果一緒じゃないかなというふうに思うんです。学校でも十分やられているんじゃないですか、そのことは。国がやれと言うから仕方なくやっていると、そういうことだけなんですかね。

私はもう無駄が多いなって本当に思うんです。細かいことまで国はああでもない、こうでもない言うなと思うんですけど、まず、この2つ、町内にボランティアグループ初め読み聞かせをしたりですね、それから好きな人は、自分の自宅を開放して文庫本を周辺の子供に読ませたり、貸したりしているということも、今現在あるかどうかわかりませんが、過去にはそういう人もいらっやしたんですよ。ですから、私はそういう人たちもいるということ把握しながら、しかももっと推進するんだったら、町が今、やっている協働事業の中で本当に具体的に結果が出るような物事のやり方もあるんじゃないかと、それなら経費はこんな400万円もかからないわけですよ。

だから、もうすごく税金の無駄使いということについて疑問を感じるんですが、ちょっと現状の町内のボランティア関係の把握がどれほどされているのかということと、教育長、学校教育においてですね、これは十分対応されているんじゃないか。今、活字離れがありますので、よりしていこうという気持ちはわかりますけど、400万円かけて計画つくってまでやる必要があるのか、それをしないことには効果が出ないのか、その辺はどういう認識かお伺いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

読み聞かせボランティアのほうの質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、学校へ行ってやっていただける方ですとか、議員おっしゃられた図書館でもやっている事業がありますので、本当に個々にある、それこそ本当にもうそれを専門にやっているような方、それからまた失礼かもしれませんが、趣味でやっているような方もありますので、事細かく言いますと、その全員が全員をちょっと把握しているというのはちょっと難しいかもしれません。

ただ、そういった養成講座も図書館のほうでやっていますので、何がしの把握はしていると思います。そこら辺は、またすみません、ちょっと手元には資料がないので、またちょっと議員のほうにも示させていただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

わかんない、だからどこで誰がやっている、図書館でもやってるし、小学校でもやっているでしょう、学童とかも、だからそれを言うてください。図書館でまずボランティアがどれぐらい参加してやっておるのか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

すみません、そこら辺が今、細かいデータを持っていませんので、早急に調べまして示させていただきます、すみません。

○教育長 石垣武雄君

読み聞かせの団体は、今、図書館ばかりじゃなくて、各学校でもそういうようなことの時間も多くて、あるいは地元のそういうような、やりたいわというような方も含めながらやっていることは事実であります。ただ、今、数についてどのような状況というのは、ちょっと申しわけありませんが、また調べさせていただくということで……。

あと実際に学校ではどうかということで、当然、学校も先ほどの話で、この前、私、蟹江中学校へ行ったら、朝、時間割のところで読書タイムと、朝1時間目、始まる前に、各学校でもそういうような時間を設けて10分なり、15分、毎日やっているところもありますし、それはそれなりにやっぱりこの前の代表質問の中にもあったように、子供たちの活字離れを懸念するというので、これは学校教育のほうもやっているということを思っていますけども、そしてもう一つは、これは学期に1度か2度ですけども、図書館の担当者と学校の図書委員会の先生、これが集まって、だから7校とそこの図書館の担当が2名ぐらい、そして、うちの指導主事も行っってそういうようなことをやっています。そして、そこの中で学校も図書館の本も借りたいという場合に予約、まとめて借りる場合もあったり、そんなようなことの情報交換も行いながら、よりそういう読書に対してというか、本に対して連携をとっております。

先ほど議員言われましたように、つくらないかんのかいといったら、つくらないかと僕は思います。それについて実際今、やっています、いろんなことを。ここの網羅する中身については、ただ、これを体系的じゃありませんが、全体的な中身の中で、それを作成するということだと落ちがあってもいけませんし、そのような費用も発生するんだろうと私は思いますし、もう一つは、図書館の担当者にこれを作れと、作らないかんもんですから、ということは、今やっている仕事にプラスアルファはなかなか難しい状況かなと。

当然、作成に当たっては担当者も入りますし、うちの教育委員会の指導主事も入ってまい

りますので、そういう点で、これは予算のお金がかかって申しわけないんですけども、作成する方向でよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上です。

○9番 中村英子君

教育長、何かいい答弁だね。何かそういうふうにしか言わざるを得ませんがね、何って言ったらいいのね。そういうふうにしか言わざるを得ない。

私は、ただ答えてもらわなくてもいいので、感想を言うだけですけど、本当に国はですね、こんな小さな自治体から人口が200万を超える大都市までですね、一律同じことをやらせようとして仕事を組ませている、仕事を組ませるといふ言い方おかしいですけど、全国一律に指示してですね、全国一律に本当にそのことが効果があるのか、ないのかということを検証もせず、上からのあれでやってくるわけですけど、民生部の健診の話もそうですが、本当に無駄の多いやり方だなというふうに思うわけで、それに抵抗できないと皆さんが言えば抵抗できないんだね、できないんですけど、そういうこともやっぱりきちんと認識しなきゃいけませんけれども、何とか経費を削減するという面から見ればね、上手にですね、そこは回避もできることはしながらやっていかなきゃいけないんじゃないかなということ、これも別に質問しているわけじゃないです。ちょっと国のやり方が問題だなと、税金の無駄使いが多いなど。

このことだけじゃないですよ、補助金をもらいに行く、補助金をつけてもらう、またそれをどうこうする、ああこうする、本当にそういうやりとりの中で無駄なシステムだなということを感じるわけですけども、これは感想を言っただけなので、答弁してもらわなくてもいいですが、結果はどうなるのか、また注視はしていきたいというふうに思っておりますけれども、これは答弁要りませんので、以上です。

○6番 戸谷裕治君

223ページの図書館管理費のことなんですけれど、図書館の使われ方というのが大体ここ近年下がってきているということで、いろいろ努力されていると思うんですけども、他の市町村とかを見ますと、いろんな努力をされまして、使う率をアップされている町村もございますよね。それは何をされているかという、ああいう子ども貯金みたいなことをされたり、ああいうことは試されたことはあるのかな、ここの蟹江町って、今現在どういうシステムで図書館の運営をうまく促進しようとお考え、また、この策定というのは、子ども読書活動推進計画というのは、これは図書館を使ってもらうためにじゃなしにそれとは違う部分で、だけれども、この図書館管理費の中に入っているもので、どういう具合にこれ解釈していいの。さっき、中村さんがおっしゃった、それとは別個のちょっとことで質問させていただきますけれども、今現在の図書館の利用促進をどういう具合を進めておられるのか、今やっておられる啓発活動の様子とかをちょっとお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それではまず、子ども読書活動計画に絡んだところになりますが、すみません、先ほど内容的なものがどういうことかというところですので、まず体系的なところもそうなんです、先ほど議員がおっしゃられました子ども貯金、要は図書をどれだけ読んだかとか、そういうあれだと思んですけども、そちらはこの計画の中に関連させまして学校の図書館ですとか、そういったところも連携できるような計画を策定していこうというような計画でいます。

それから、促進事業のほうにつきましては、図書館に限らずほかの部署ですね、例えば政策ですとかそういう、時々広島的那种原爆の関係ですとか、そういったものとかの、そういうイベントなんかともタイアップしながら、より子供たち、その親たちに来ていただけるような形での利用促進を細々というか、そういう小さいところからですけども、手を打ってやっておるような状況でございます。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

なぜこんな質問をしましたかといいますとね、やっぱり図書館というのは大事な建物であって、大事な図書とかそういうのを拝見できる場所あって、蟹江町でいいますと、いろんな歴史とかそういうのも詰まっている場所でございますから、これを本当に活用を活性化していただきたいと。

そうしますと、先ほど申し上げた、これから大人も子供も通帳を持っていくとか、そうすると、活性化するんじゃないかなんて、この通帳というのはどういうものかといいますと、知っている方は知っているでしょうけど、知らない方がいらっしゃるといけないもので、この通帳を持っていきますと、通帳を通しますと、その書籍の値段がそこに入ります。だから、1年間に幾ら読んだかと、幾ら得したかという感覚ですね。例えば、私は50万円分の本を読みましたとかいう、自己満足の世界もあるんですけど、そういうことがあります。

そういうのをもうやっぱり取り入れて活性化していただきたいと。数値化されてくるというのは、人はある程度満足されますので、そういう部分も大事だと思いますから、他の市町村がされていることだったら、取り入れられることはどんどん取り入れて、促進していただきたいなど。それを計画中の計画ですとおっしゃっていると、計画倒れになるというような思いがあるもので、なるべく実現化するような計画を立てていただきたいと。

今申し上げたようなことは、もう要望として早急にそういうことも検討いただきたいと。そうしますと、読むほうも意識が上がりますからね、また。その図書の値段が幾ら幾ら、私、年間に100万円読みましたとか、そういう人が出てきてもいいじゃないですか。そういう利用の仕方もあると思うので、よろしく願いいたします。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

ちょっと1つだけ聞いておきたいんですけど、195ページのやはり交付金のところで、いじめ・不登校対策推進事業等交付金13万7,000円というのがあります。去年も同じような予算がついているんですけども、具体的にいじめ・不登校の対策推進事業というのは、どんなことをやってみえるんですかね、ちょっと聞いておきます。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、すみません。これは各学校でいじめ対策委員会というのがあります。それに対しての補助というか、そういうようなことでありますので、ですが、それにかかわる本とかいろいろなものも買ったりなんかいうことで、これはいじめ対策委員会というのは、各学校で職員会とあわせて行う場合もありますし、毎月、そういうことを行いながら、その中で実際にアンケートの整理とか、あるいは先生方が気になる子供とか、そういうものを話し合う場面、情報を共有しながら、実際に蟹江町にもいじめはないわけでありませんで、そういうことも含めながら、校内での情報共有をしていくと、そういうようなことを行っておりますので、それに対してこれは交付をしていくということで額は少ないわけではありますが、あとは町としては、年に2回、いじめ・不登校対策協議会というのを持っております、各学校の状況と各学校の取り組みの紹介をしながら、どのような対応の仕方がいいのかというような勉強会を持っておるといことでありますが、そんな形で捉えていただくといいかなと思います。

(「わかりました」の声あり)

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂。

219ページのところの希望の丘広場運営事業というところでもありますけども、先ほど本当は歳入のところで質問したかったんですが、ちょっと手を挙げるのが遅くなりまして、今、質問させていただきますけど、昨年度というか前年度だと140万円ぐらいであったものが、今年度170万円、要は30万円の増になっているんですが、このことについて、ちょっとなぜ30万円という、あそこは利用費というのかな、あれが何百円なり、2,000円か3,000円という程度であれなんですけども、それが30万円ふえたということは、相当の何かあったのかなと思うんですが、ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思うんですけど、わからないですか。

(発言する声あり)

歳入、本当はね、ちょっと関連ということでまずい。

(発言する声あり)

○生涯学習課長 松井督人君

失礼いたしました、今、議員からご質問いただいたのは歳入の部分についてのところですか。

(「そうですね、申しわけないです。よかったですか、関連づけということで申しわけ

ないです」の声あり)

すみません、今、歳出のほうをちょっと見ておったので整理できておりませんで、申しわけないですが、歳入のほうで、使用料ですね……

(「時間とりますか」の声あり)

大丈夫です。すみません、希望の丘につきましてはキャンプ場、それからフットサルコート、それから会議室、マルチスペース等施設、有料でお使いをいただくところがございます。そのこの利用について、利用がふえたという形で、昨年度から今年度についてふえた分、また来年度31年についても増加をして使っていただけるのではないかとということで、使用料の収入のほうは、多い金額を査定をさせていただいて計上させていただいております。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

どうもすみません、えらいご迷惑をかけました。なぜこの質問させていただいたかいうと、先ほど中村議員さんからも質問がありましたけども、そこを市街化にという話が出ておりますので、富吉の希望の丘というところと、それから富吉駅南、私の考えとしては核になっておると、核になるだろうと思っておりますので、希望の丘をますますもっと本当に発展というか活性化させていただいて、ここに希望の丘があるよと、この町をもっと、地をもっとよくしていきましょうというようなことで訴えていけるのかなと思いましたが、ますますあそこを発展させていただければなど、こういう思いで質問させていただきました。

ちょっとえらい飛びましたが、えらいご迷惑をおかけしました。

以上です。

(発言する声あり)

○副議長 安藤洋一君

じゃ、昼になりましたので、暫時休憩とします。

続きは午後1時から再開します。よろしく申し上げます。

(午後0時02分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○副議長 安藤洋一君

なお、休憩前に板倉浩幸君から質問のありました件について、議員各位のお手元に資料が届いておりますので、確認をお願いいたします。

それでは始めます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

教育費ですね、ページ数でいくと203ページと211ページの小・中学校の援助費について少しお伺いをいたします。

今回、この援助費なんですけど、予算的には前年度と同じ予算が出ていて、今、この国のほうの国庫のほうで要保護者の制度の補助金の上乗せ、単価の引き上げが行われました。修学旅行費の中学校の単価が2,710円引き上げられ、特に今回、入学児童の生徒学用品等の単価の引き上げが小学校で1万円、中学校でも1万円上がっております。今回のこの予算に入っているのは、町独自で行っている準のほうの要保護者に準ずるとして、町が認定している、教育委員会が認定している生活保護世帯の1.2倍に準ずる準要保護者について、どのようになっているのかお聞かせください。

それともう一点なんですけど、239ページの学校給食費の方で、下のほうに賄材料費があります。これについて、多分これ税率の関係でふえていると思うんですけど、賄食材費自体、消費税が8%なのか10%なのか、食品ということで8%の据え置きの対象になるのか、ちょっとその辺、わかりましたらお願いいたします。これは税抜き分……。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、1問目の援助費のことについてお答えさせていただきます。

議員からありました要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、各小・中学校ですね、1万円ずつ上がっております。それで、この方針が出ましたのが、昨年末、ことしの初めぐらいに当たりまして、今回の平成31年当初予算を組む段階ではまだ決定していなかった状態なので、結論としましては、この予算書は反映しておりません。ただ、お支払いをするに当たっては要綱等の改正も必要になりますし、近隣市町村の動向なども踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの板倉議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、賄材料費につきましては、平成30年度から平成31年度にかけてですね、歳出予算額としては多少ですね、大体150万円ぐらい減っております。この減った理由というのは大型連休がございまして、学校の給食回数のほうのですね、見込みが減ったというのが最もな理由でございます。

先ほど議員からの質問のございました消費税の関係でございます。私どもが取り入れております情報ですと、食材ということで軽減税率の適用で8%というのを情報でつかんでおります。ただし、軽減税率の適用のないお酒類につきましては、10%で支払うというところがですね、私どもの情報のほうで、現在つかんでいる状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

扶助費については、国からの補助の決定が遅かったということで、当初予算に組み込めなかったということで、準要保護に対しても要保護者のほうと準ずるということでもいいんですね。

それと給食費で8なのか、10なのか、本当にわからないということであると思います。僕の聞いた話だと、10%の対象になるんじゃないかと、給食材料費に関してはという話も聞いていますし、そうなってくると、予算書的には税はともかくとして、最終的に給食費の保護者負担は歳入になるかもしれませんが、保護者負担を前回消費税が5から8になったときに、何とか町のほうで努力して保護者負担をふやさずにいったんですけど、今回、どのような予定でいるのか、転嫁するのか、わかりましたらお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

援助費の関係です。準ずるということで、保護児童と同じ金額での予算計上、もちろん対応はしますが、前の旧の1万円少ない金額で見積もりを立てておりますので、そのような新年度の予算計上になっております。

すみません、以上です。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの議員からの質問でございます。

消費税のほうにつきましてはですね、今、動向等をですね、取り入れておりますが、現段階で私ども情報をきちんと吸い入れている状況ですと、8%の軽減税率というところで落ちついてはおります。ただし、この消費税につきましてはですね、近隣市町村もですね、かなり敏感に反応しておりまして、私どもも近隣の市町村ともですね、連絡を密にしながら、情報を取り入れながらやっております。

給食費につきましても、今、状況が消費税のほうがですね、10%が適用になるというところがですね、きちんとわかっていない状況でございますので、近隣の動向を見ながら、給食費のほうというのもですね、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

給食費の保護者負担、頑張って僕も無償という代表質問もしているけど、1食当たり30円の補助を頑張ってやってくれていると思います。近隣の市町村の動向もそうなんだけど、何とかここは、仮に増税分を転嫁するのであれば、何とか町のほうで増税分、また同じように前回と、頑張って努力してほしいなと思うんですけど、どうですか。

○教育長 石垣武雄君

先ほどセンター長が申し上げたとおり、一応8%ということでこの予算ができています。今言われたように、それがなくなってしまうと、じゃ10%、その軽減税率が適用ないということではない形でありますので、そうならないことを願っておるわけではありますが、先ほど

板倉議員が言われたように、10%という声もあるというようなことがありました。

ちょっと様子を見ながら、あと先ほど2%、じゃどうするかということにつきましては、これはまた状況を見ながら、また町長部局とも、財政部局とも検討しながら考えていけたらと思っています。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、250ページから253ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第15号「平成31年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第2 議案第16号「平成31年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、269ページから311ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

293から297に関する事で少しお伺いします。歳出の今回、昨年から県単位化になった県の納付金について少しお伺いをいたします。

状況的にちょっと、前回国保運営協議会でも、僕も少し傍聴させていただいたんですけど、算定結果が出てこれが予算になっているんですけど、蟹江町の場合、昨年と比べると1億円近く減になっております。今回、愛知県の54市町村見ても、どこもほとんど上がっているんですよ。これについて、町長、安心したって協議会のときに言っていたんですけど、その辺について、何の原因で納付金の算定が1億円近くも下げてもらえたというのか、下げた結果になったのかお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、板倉議員からのご質問で納付金についてお答えさせていただきたいと思います。

30年度の納付金につきましては10億8,000万円ほどでございます。来年度31年度につきましては、本算定結果が出まして9億7,000万ほどが県への納付金という形で、先ほどおっしゃられましたように、トータルしますと、1億円ほど減額になっております。こちらにつきまして、愛知県自体の納付金の全体の金額というものも当然下がってきておるわけでございます。

先ほど板倉議員のほうが愛知県内でも蟹江町のほうは下がっているんだけど、上がっている保険者もごさいますという話でした。確かに上がっている保険者もあれば、下がっている保険者もありますよという形になってきております。そんな中で、蟹江町が大体1億円下がった原因といたしまして、こちらで分析させていただきますと、まず大きく要因としては、被保険者数の減少によるものだと思います。こちらの被保険者数ですけれども、まず、愛知県全体といたしましても、31年度は149万人、30年度は157万人と推計で計算をされておりますので、県自体といたしましても、7万6,000人ほどが被保険者数として減少されております。

蟹江町といたしましても、7,908人から7,342人へと大体560名ほど減をしますよという形で積算の見込みがされておりますし、実際、蟹江町の被保険者につきましても減少しております。その加減で一番の大きな要因といたしましては、被保険者数の減員が大きなものになっておると思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今答弁もらって、被保険者数の減少、愛知県全体でも被保険者、これからちょっとやっばり下がり続ける傾向にはあると思うんですけど、被保険者が減りました。算定が減りましたということで、医療費の関係がどうなっていたのか、それも算定結果にあらわれたのか、今回の。

なぜそれ聞くかという、前にも僕も聞いていると思う、保険者努力支援制度の中で、医療費を下げれば納付金支援しますよという国の制度があります。それを活用できて納付金下がったのか、その辺がもうちょっとわからないかなと思って、蟹江町も努力して医療費下げました。だから納付金も減りましたということが言えると、本来頑張っているなどと思うんですけど、被保険者が減っただけで納付金が減っただけだと、なかなか難しいかなと、県全体でも被保険者減っているんですから、そうなってくると、どこの自治体も下がってもいいのかなと逆にと思います。その点についてお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

医療費に関しましては、蟹江町の方につきまして算定の際に県のほうが出しておりますけれども、平成28年度が1人当たりが26万8,390円、そして平成29年度が29万1,916円ということで算定の基礎とされておりますので、医療費自体は上がっております、お1人当たりについては上がっております。

ですので、医療費が下がったから納付金下がったという形ではないです。先ほど言われましたように保険者努力の部分なんですけれども、こちらは納付金の決まった後に個別に市町村に入ってくる交付金となってまいりますので、納付金の大き目のところで加減算される部分では減算はされてきませんので、納付金が決まった後、市町村に直接入ってくる分にな

りますので、納付金からはその分が差し引かれるという形ではないですので、納付金には直接はかかわってまいりません。ただし、医療費がやはりたくさんかかる市町村については、補正係数というのがあるんですけれども、補正係数がやっぱり蟹江町の場合はちょっとたくさん使っているの、ほかの市町村よりはちょっとペナルティありますよというのは、確かにございます。

あともう一つなんですけれども、納付金につきまして、どこの市町村も下がって当然じゃないかという話なんですけれども、調べますと、54市町村中なんですけれども、納付金の総額といたしましては、34市町村は今年度減額になっておりますので、蟹江町だけが特別下がったというわけではなく、やっぱり半数以上のところは、納付金は下がっているところもあるという形になっておると思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

納付金に関して34の市町村、減ということで、昨年だったらここまで蟹江町もいじくらんでもよかったのかなとちょっと考えちゃうんですけど、あと先ほども保険者努力支援制度は納付金と別ということで、僕もちょっと勘違いしていたんですけど、前に質問した子供の被保険者に対しての特別調整交付金もありましたよね。これについては、納付金から差し引くと、前、答弁されてもらっているんですけれども、若干それでちょっと僕も勘違いして、だったらはっきり子供に対しての特別調整交付金も交付金から外して、直接払えば、本当に子供の被保険者に充てられるという考えもしてくるので、ぜひその辺、答弁あったらよろしくお願ひしたい。

○保険医療課長 不破生美君

お子様のほうの交付金については、議員が言われますように納付金が決まる前に、先に差し引かれてまいります。ですので、実際私たちがお子様の数のところで、お子様に対する交付金で一体幾らの分がその分で減額になっているかというのは、正直なところ、この分幾らですよというのは見えないところなんです。ですので、お子様のことで交付金が減額されているのは確かなんだけど、じゃ、実際幾らマイナスになっているんだというのは、ちょっとわかりかねます。

だからといって、何かお子様の分が減額されているので、お子様に限った何か減額をというお話はあるんですけども、やっぱり被保険者全体の納付金のバランス、じゃお子様だけマイナスすればいいのかということではないと思いますので、確かにお子様が見える世帯というのは家計的に、経済的にいろいろ負担があつて苦しいかなと思いますけれども、そういった場合については、やはり法定減免がありますし、もしくは福祉減免のほうもございまして、ですので、おひとり家庭だとか、障害をお持ちの家庭、それからもう一つあるんですけども、失業中の家庭については減額という措置がございまして、経済的にそういったところ

でご負担が減るような制度は持ち合わせておりますので、そういったところを活用しながら、経済的に苦しい家庭については、そういった制度を活用していきたいと思っております。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、議案第16号「平成31年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第3 議案第17号「平成31年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、317ページから327ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第17号「平成31年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第4 議案第18号「平成31年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、333ページから366ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと今回、介護保険料の徴収方法と滞納分で聞きたいと思います。

337ページで、保険料の徴収の仕方なんですけど、介護保険自体、年金から基本的には強制徴収のこととなっているのがほとんどだと思います。あとその一方で、無年金や年金が少ない方が普通徴収になるんですけど、それで普通徴収で納付書を送られてきて自分で払うと、ただ、それでも払えない人が滞納してしまうということで、この介護保険について滞納者に対する対応ってどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ただいまご質問をいただいた、議員がおっしゃるとおり、年金からいただく方が特別徴収という形で、9割の方が年金から保険料を天引きさせていただいておるといような状況で、その他の1割の方、65歳になられたばかりの方とかが普通徴収といって、納付書を送らせて

いただいて納めていただくというような方式になっております。

普通徴収のほうでですね、何らかの関係で納められなかったという方で、年度をまたぎますと、滞納繰越分ということで普通徴収の保険料ということで今、計上してあるんですけども、納付忘れとかいう場合がございますので、そういう方たちにはですね、適宜未納のお知らせとかですね、そういうものをお送りして納めていただくように働きかけておるところではございますが、どうしても払えないよというような方につきましては、ご相談を受ければ、なるべく納めていただくようお願いはさせていただきますところではございますけれども、少しでも分割でもいいので、払っていただくとかいうようなところでご相談に乗らせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

じゃ今回、滞納しました。ちょっと年金も少ないし、蓄えもないから払えません。生徒と同じで相談に来てくださいというのはわかります。それで、実際に払えませんってなったときに、よく税務課もそうなんだけど、差し押さえ等ってやっているのか、蟹江町自体。あとほかでいくと、滞納期間に応じて利用料を一旦10割払ってもらって、償還払いにさせるとか、そういう方法もあるんですけど、蟹江町、今現状どのように対応しているのか、ちょっとお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問いただきました滞納者の徴収方法とかいうところではございますけれども、今、蟹江町では税務課と一体となっておりますね、徴収のほう力を入れて取り組んでおるところではございますけれども、介護保険料の単独での差し押さえということは、現在やったことはございません。ただし、税務課とかがですね、差し押さえするとかいうときにはですね、あわせて実施したものが昨年度1件ございます。その他につきましては、相談されて分納とかされてみえる方につきましては、なるべく納めていただくようなところではですね、調整はできるのですけれども、滞納がある状態で2年間を超しますと、納めることができなくなりますので、そういうときになりますと、やっぱり給付制限がかかる場合がございます。

現状といたしまして、今、蟹江町内で3名の方が給付制限の対象となっております。滞納期間に応じまして1割で済むところを3割お支払いいただくような形にはなっておりますけれども、そういう方たちの場合でご相談見えた場合は、極力そういうことにならないように、事前にちょっと調整をさせていただいて、分納していただくような形でもお話をさせていただくような状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ひとまずちょっと安心したんですけど、介護保険料自体、昨年大たたきということで値上

げが行われました。今後、2025年問題、2040年問題で高齢化が進んでなかなか難しい現状ですけれども、実際に高く払えない、介護保険が高いというのが年金者にとっては、結構重要な課題であって何とかしてほしいって、でもいざ介護を使うと、また介護のお金もかかるよねということもありますので、その辺、十分理解してなるべく適切な対応をしていただけますよう要望して終わります。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で議案第18号「平成31年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第5 議案第19号「平成31年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、371ページから377ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第19号「平成31年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第6 議案第20号「平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、383ページから400ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第20号「平成31年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第7 議案第21号「平成31年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

水道事業、これ企業会計ということで行われている蟹江町の水道事業であります、これも代表質問でも何度か努力してくれとお願いしたんですけど、今回、ちょっと僕も予算で気がついたんですけど、蟹江町、企業会計ということで、消費税は納めていますよね。それで確認したいのが実際、普通の一般企業だと、それに減価償却の固定資産とか法人税等もろもろあるんですけども、それって免除されていますよね。

○水道課長 伊藤和光君

今の質問にお答えします。

消費税のほうは免除されておりません。

(「消費税じゃなくて、消費税は払っているんだけど……」の声あり)

固定資産税のほうですか。

(「そうそう固定資産税……」の声あり)

固定資産税のほうは免除されております。

(「減価償却の固定資産も免除……」の声あり)

物に対しての減価償却でございましょうか。物に対する減価償却は行っておりますが、免除という形ではなかったはずです。

(「ちょっと聞いていることが違うので、もう一回聞きます」の声あり)

○2番 板倉浩幸君

ちょっと聞き方が悪かったのか、固定資産税というのが普通の企業だと、例えば道具買いました、機械買いましたという減価償却して、それになおかつ資産税というのがかかってくると思うんです。それとまたほかに法人税がかかって、またあとほかに事業税とか、もろもろ消費税以外にも税金かかるんですけど、その辺の今回の企業会計の蟹江町の水道事業の企業会計というのは、その辺の税金、消費税以外はかかってくるのかということの確認です。

○水道課長 伊藤和光君

すみません、お答えします。もろもろのほかの税というものはかかってきません。消費税を払っているだけだと思います。

(「そうですよね」の声あり)

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

かかっていませんよね、消費税だけで。それを踏まえていくと、なぜ僕はこの質問したかという、実際に消費税はかかるというふうにしても、お金を企業に対してはもうけた、利益を上げた分だけまた税金払って、なおかつ今言った減価の償却資産税払って、事業税払って、ほかに税金もろもろあるんですよ。それが免除されている中で、なおかつ収益を上げている。本来収益を上げれば、それにもう本来税金かかるんですけど、それを一般企業だと株式会社なら株主配当したり何かして、みんなで分かち合うということがあると思うんです。

でも、実際にじゃ、企業会計の水道事業はそれがないんですよ。だから、僕もそれをみんなで分かち合って水道料金の引き下げをお願いできないかということをお願いしたいんです。実際にあと資産ふやして、将来の配管の工事、いろいろの工事でお金がかかるということで、なかなか引き下げはできていないんですけど、実際に配管にしても、設備に対して40年、50年の耐用年数がある中で、それだったら、40年、50年かかってスパンを考えて、そんなにためなくても活用できないのかなということでもあります。これに対して考えありましたら、お願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

議員のおっしゃったとおり、物に対しては耐用年数というものがあります。配管に対しては40年でございます。しかしながら、電気設備、機械設備に対しては15年でございます。私どもの蟹江町の水道事業の中に電気設備、発電機設備とか計装設備がたくさんございます。その主なものが平成15年に大規模に改修をさせていただきました。それがもうここに来て15年ほどたっております。こういったものもそろそろ更新の計画に含めていかなければなりませんので、今後も多額の費用が発生すると見込まれております。ご理解をお願いします。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、議案第21号「平成31年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第8 議案第22号「平成31年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第22号「平成31年度蟹江町下水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 安藤洋一君

なお、議案第15号から議案第22号までの8案件は、19日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後1時36分)